

砺波市行政改革大綱

平成 2 3 年 3 月
砺 波 市

目 次

第1	策定の必要性	1
第2	基本的な考え方	2
1	改革の視点	2
	(1) 市民の視点に立った行政の推進	
	(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進	
	(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立	
2	推進期間	3
3	推進体制（平成25年度一部改正）	3
	(1) 行政改革推進本部	
	(2) 行政改革庁内会議	
	(3) 行政改革市民会議	
	(4) 行政改革市民会議専門部会	
第3	具体的な実施項目	4
1	市民との協働による市政の推進	4
	(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	
	(2) NPOの育成・ボランティアとの連携	
	(3) 審議会等の見直し・活性化	
2	公正で透明な市政運営	4
	(1) 広報広聴機能の充実	
	(2) パブリックコメント制度の推進	
	(3) 財政情報のわかりやすい公表	
	(4) 行政評価の実施	
3	事務・事業の見直し	6
	(1) 事務・事業の整理合理化	
	(2) 補助金等の適正化	
	(3) 民間機能の活用	
	(4) 環境と共生する行政運営の推進	
	(5) 広域連携による政策の推進	
4	人材育成と職員の意識改革	7
	(1) 人材の育成・確保	
	(2) 職員の意識改革の推進	
5	定員管理と組織機構の適正化	8
	(1) 定員管理の適正化	
	(2) 組織機構の見直し	
	(3) 給与の適正化	
	(4) 外郭団体等の見直し、活性化	
6	財政構造の健全化	9
	(1) 健全な財政構造の堅持	
	(2) 市税、使用料等の確保	
	(3) 保有財産の有効活用	
	(4) 公共事業等の見直し	
	(5) 公営企業等の経営健全化	
	(6) 自主財源の確保	
	(7) 経常経費の削減	
7	電子自治体の推進	11

第1 策定の必要性

砺波市は、平成16年11月1日に旧砺波市と旧庄川町が合併して6年が経過しました。この間合併は最大の行政改革との認識のもとで行財政システムの見直し等を進め、経費の節減、組織・機構の見直し、市民サービスの向上等の行政基盤の強化を図ってきました。

しかしながら、長引く景気低迷の影響、団塊世代の退職、生産人口の減少等による税収の伸び悩みといった厳しい財政環境に加え、将来に向けて、合併に係る特例期間¹の終了による地方交付税の大幅な減少が見込まれるため、安定的な財源の確保が大きな課題となっています。

一方、少子高齢化の進展、情報通信技術の発展や地球温暖化などの環境問題等、地方自治体を取り巻く状況が大きく変化しており、市民の価値観やニーズの多様化に応じた新たな行政サービスへの需要が高まっています。

また、国・地方自治体の役割を明確にするとともに、地方自治体の裁量の拡大により、地方自治体の自主性・自立性を高める必要があります。

こうした中、地域住民が積極的に地域づくりに参画するシステムを構築することで、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目的とした地方分権一括法等の施行を受け、新たな行政課題や社会経済環境の変化に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い市政を推進することが重要となります。

また、市民との協働²を重視しながら魅力あるまちづくりを進めるため、分権型社会の中で自立できる足腰の強い持続可能な行財政基盤を確立する必要があります。

そのためには、常に施策や事務・事業の点検を行うとともに、市民に対する説明責任を果たし、あらゆる分野において従来の考え方や仕事の進め方の根本的な見直しを行うなど不断の行政改革を進め、行政運営の高度化、効率化を進めていかなければなりません。

このような状況の変化を踏まえ、行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針として、新たな行政改革大綱を策定するものです。

¹ 合併に係る特例期間

合併市町村において、普通交付税の額が合併前の状態における額より減少しないようにする特例措置が適用される期間をいう。

² 協働

市民と行政が、それぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて、対等の立場で協力し合うこと。パートナーシップ。

第2 基本的な考え方

1 改革の視点

(1) 市民の視点に立った行政の推進

市民本位の行政を推進するため、市民の視点に立った、市民に親しみやすく分かりやすい仕組みづくりを行うために、縦割りと言われている行政組織構造を見直し、市民のニーズを的確に捉えた施策を進めていきます。

また、積極的な市政情報の提供と説明責任³を果たすことにより、市民との情報の共有化や透明性の向上を図るとともに、市民が施策の形成や推進に参画できるシステムづくりに取り組み、市民との協働による行政運営を推進します。

(2) 時代の変化に対応した簡素で、効率的な行政の推進

少子高齢化の進展や経済構造の変化による経済の停滞、地方分権を加速する国の改革の流れの中で、多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、限られた行政経営資源で「質の高い行政」を実現するために、常に組織及び運営の合理化に努め、簡素で効率的な行政運営を推進します。

(3) コスト意識や経営感覚を持った行政運営の確立

国・地方を通じ、極めて厳しい財政状況の中、高度化・多様化する行政課題に的確に対応し、市民の信頼に添えていくためには、個々の事業ごとに必要性や有効性を検証し、市民と行政の適切な役割分担に基づく事業の重点化や質的充実を図ることで、健全で将来に過大な負担をかけることのない行財政基盤を確立する必要があります。

そのため、明確な将来展望のもと、事業評価手法等により民間経営の視点と発想を取り入れ、スピード・コスト・成果を重視するとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルド⁴を進め、効率的かつ効果的に事業

³ 説明責任

政策の目的・意義・必要性・成果を十分に説明して市民に理解を得るとともに、市民の声を聞いて相互に信頼関係を醸成しながら運営すること。

⁴ スクラップ・アンド・ビルド

老朽化した建物や設備を一度廃棄や取り壊して、その後最新鋭の技術などを生かした新しい建物や設備などに建替えさせることをいうが、ここでは事業や政策の分野でも用いられ既存の事業や政策を廃止して新たなものに変えることをいう。

を推進します。

2 推進期間

本大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 推進体制

大綱の推進にあたっては、行政改革推進本部が中心となり、全庁的な体制で取り組むとともに、行政改革庁内会議や行政改革庁内会議専門部会、また、行政改革市民会議の下に設置される市民会議専門部会で調査研究を行い、その進捗状況を定期的に行政改革市民会議に報告し、意見を求めるものとしします。

また、大綱に基づき、行政改革の具体的な内容を示した推進計画を策定し行政改革を推進します。

行政改革の推進にあたっては、市民の目にも分かり易いものとなるように必要に応じて数値目標を定め、その進行管理を行うものとしします。

(1) 行政改革推進本部

全庁的な改革を推進していくための中心組織として、毎年、行政改革大綱の進捗状況を調査点検し、改革目標の達成に向けて進行管理を行います。

(2) 行政改革庁内会議

行政改革推進本部の指示に基づき、行政改革、事務改善に関して調査研究及び審議し、市長に報告します。

(3) 行政改革市民会議

行政改革の推進に必要な事項について、行政改革について識見を有する者や市民が協議及び検討を行い、市長に意見を述べます。

(4) 行政改革市民会議専門部会

行政改革に係る特定事項について、市民会議の委員や特定事項について識見を有する者が調査及び審議を行い、行政改革市民会議にその結果を報告します。

第3 具体的な実施項目

1 市民との協働による市政の推進

本市が魅力あるまちづくりによって持続的に発展を続けていくためには、行政と市民とのパートナーシップ⁵を強めることが不可欠です。そのため、まちづくりへの市民の参画を促し、行政と市民の協働により、公平で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

市民との協働による市政を一層推進するため、情報開示を積極的に行うとともに、市民が市政に参画しやすい仕組みや制度の整備を総合的に推進します。

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

NPO⁶、ボランティア団体等の市民活動団体等を育成・支援し、協働に向けた環境づくりを推進します。

また、市民のボランティア活動の促進を図るために、既存制度の拡充を図るとともに、時代の変化に応じた制度の見直しや新たな制度の整備を推進します。

(3) 審議会等の見直し・活性化

審議会等については、簡素化・効率化等の観点から整理統合を進めるとともに、市民の市政への参加や市政の透明性の確保を図る重要な手段であることから、市民の意見が幅広く反映されるよう、公募委員の拡大や男女共同参画の推進を図るため女性委員の登用を積極的に図るなど、審議会等の活性化を図ります。

2 公正で透明な市政運営

地方分権の推進に伴い地方自治体の主体的な裁量が拡大していく中で、

⁵ パートナーシップ

2名以上の自然人や法人が金銭・役務などを出資して共同して事業を営む事業体をいうが、ここでは、「協働」と同義語。

⁶ NPO (Non Profit Organization)

非営利組織といわれ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

市民と情報の共有化を図り、説明責任を果たしていくことにより、公正で透明性の高い市政の運営に努めます。

(1) 広報広聴機能の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声を活かした行政運営を推進するため、市長への手紙⁷や行政出前講座⁸などによって市民の声を積極的に聴くほか、広報紙、ケーブルテレビ、インターネットなどさまざまな広報手段を活用し行政情報をしっかりと提供するなど、広報広聴活動の一層の充実を図ります。

(2) パブリックコメント制度⁹の推進

市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見や考えを一層行政運営に反映させるため、条例や施策の立案過程において、素案を公表し広く市民の意見を求めるパブリックコメントの推進を図ります。

(3) 財務情報のわかりやすい公表

新地方公会計制度¹⁰による財務書類の公表に加え、特別会計や企業会計を含めた財務会計を分析することで、効率的・合理的な経営管理を行うとともに、財政事情の透明性の向上を図るため、広報紙やホームページ等によりわかりやすく公表します。

(4) 行政評価¹¹の実施

行政の説明責任の徹底、限られた行政経営資源による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換、縦割りと言われている行政組織構造の見直し等を行うため、行政評価を実施するものとし、その評価の方法に

7 市長への手紙

開かれた市政、市民参加型の市政を推進するため、市民の誰もが市長に対し提言できる制度。

8 行政出前講座

より開かれた市政を推進するため、市の職員が、希望された団体等に出向いて施策等の説明を行う事業。

9 パブリックコメント制度

市政の基本的な計画、制度等を策定する際に、広く市民に素案を公表し、市民等から提出された意見等を踏まえて最終的な意思決定を行う制度。

10 新地方公会計制度

地方公共団体は、総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体単体及び関連団体の連結ベースでの4つの財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を整備し、公表することが求められている。

11 行政評価

事業の目的を明らかにした上で、目標を数値化する等により管理し、成果を検証することにより、政策、施策、事務事業等を客観的に評価し、その結果を予算や事業計画等に反映する手法。

ついて更に調査・研究を行います。

3 事務・事業の見直し

厳しい財政状況の中にあって、社会環境の変化や高度化・多様化する市民ニーズに伴う新たな行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般について常に見直しを行い、緊急度、優先度等を勘案し、効率的、重点的に事業を実施し、より質の高いサービスの提供に努めます。また、近隣自治体との広域連携による共同事務処理を図ることで事務・事業の見直しに努めます。

(1) 事務・事業の整理合理化

市民ニーズが高度化・多様化している中、前例にとらわれず行政関与の必要性、費用対効果、市民満足度等総合的な観点から、コスト意識を持って事務・事業を点検します。

(2) 補助金等の適正化

各種補助金・負担金については、行政の関与、経費負担のあり方、行政効果等を検討し、必要なものには終期を定めるとともに、目的が達成されたものや時代の変化等に伴い効果が期待できなくなったものなどについて、廃止、縮小、統合等を見直しを行います。また、新設する場合には、目的を明確化し、スクラップ・アンド・ビルドの考え方を基本に設定します。

(3) 民間機能の活用

地域活性化に向けた新たな取り組みや、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務・事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意するとともに、指定管理者制度¹²によって、引き続き優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

(4) 環境と共生する行政運営の推進

大気や土壌の汚染、地球温暖化、森林喪失など地球規模での環境問題が深刻化しており、市が実施する事務・事業においても分別収集等によ

¹² **指定管理者制度**

公の施設の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行する制度。

るごみの減量化及び再資源化、環境に配慮したものを優先的に購入するグリーン購入¹³など環境への負荷低減に努めるとともに、光熱動力の省エネルギー対策を進め環境にやさしい行政運営を推進します

(5) 広域連携による政策の推進

広域連携による既存の事務事業については、社会環境の変化に伴う行政課題に的確に対応するため、事務・事業全般にわたり常に見直しを行うとともに、周辺自治体と協調することでより合理的かつ効率的な処理ができ、その効果も大きいと期待できる事務・事業については、共同処理の推進を図ることを検討します。

4 人材育成と職員の意識改革

地方分権の推進に伴い、自治体の自主性・自立性や自己責任に基づく施策展開が強く求められています。職員には政策形成¹⁴・法制執務¹⁵などの能力とともに、説明責任を果たすためのコミュニケーション能力や創意工夫、積極的な取組み姿勢が求められており、これまで以上に意識改革や能力向上等の推進に努めます。

(1) 人材の育成・確保

政策形成能力及び創造的能力を有する意欲ある人材の育成に努めるとともに各行政分野における専門的知識や技術を習得するための効果的な研修を計画的に実施します。また、職員の適性を活かした登用を進める一方、様々な機関との人事交流を図ります。

(2) 職員の意識改革の推進

職員各自が自分の地域をよく知り、愛着を持って行政を行うことが最も肝要であり、そうした意識付けを進めていきます。また、経営感覚とコスト意識を持ち、常に事務・事業の見直しや事務改善に積極的に取り組むため職員提案等の実施による意識改革の推進を図ります。また、多様な経験を持つ人材や専門分野に精通した人材を確保し、新しい視点や

¹³ **グリーン購入**

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷の少ないものを選んで購入すること。

¹⁴ **政策形成**

公共的な解決手法を必要としている課題とそれを実現し解決する手段の組み合わせをつくりあげること。

¹⁵ **法制執務**

立法事務に係る人が法令の立案にあたって心得ておくべき原則や技術のこと。

手法を自ら学び考え行動できる活力と創造性にみちた職員の育成に努めます。

5 定員管理と組織機構の適正化

社会経済情勢等の変化に伴う新たな行政課題や市民ニーズの高度化・多様化により、行政需要の増加が見込まれるため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や事務・事業の見直し、民間委託の推進、ICT¹⁶の活用等により、定員管理の適正化と簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

(1) 定員管理の適正化

職員定数については、市民サービスの低下を来たさないよう配慮しつつ定員適正化計画¹⁷（後期計画）に基づき、職員の適正配置に努めるため、嘱託化や指定管理者制度の拡大、事務事業の民間委託の推進等により、職員数の削減に取り組むほか、社会経済情勢を的確に捉えながら、新たな行政課題や重点施策に対応した職員配置を行います。また、広く市民の理解と協力を得るため、毎年、定員管理の状況を公表します。

(2) 組織機構の見直し

組織機構全般にわたり組織のスリム化を行い、意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるよう、各部局等において自己決定、自己責任が機能するような体制づくりを目指します。また、各部署横断的なプロジェクトチームの活用や柔軟な組織内での応援体制の推進を図ります。

(3) 給与の適正化

職員給与については、国に準拠した制度及び運用を基本に給与の適正化に努めており、今後は、職員の能力・実績をより重視した人事評価制度¹⁸の導入を行い給与体系との連携を図ります。

また、諸手当についても、手当の趣旨や支給対象及び支給基準等を精

¹⁶ **ICT (Information and Communications Technology)**

情報・通信に関連する技術一般の総称で、「情報通信技術」と訳される。ICTは、「IT」(Information Technology)に「コミュニケーション」性を加え、通信による情報・知識の共有を念頭に置く。

¹⁷ **定員適正化計画**

定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、総務省が地方公共団体に定員の適正化について計画の中で数値目標を掲げ、これを公表し、着実に実行することとした計画。

¹⁸ **人事評価制度**

1年間若しくは半年等の一定期間の労働に対する評価をし、労働対価又は身分に反映させること。

査し、必要な見直しを行います。

(4) 外郭団体等の見直し、活性化

外郭団体¹⁹等については、設立目的、運営状況などに照らして、市の関与について見直しを進め、独立した法人としての経営責任を明確にした上で、健全な経営を確立します。

なお、公益法人制度改革²⁰に伴い、設立目的、業務内容、活動実態、経営状況等を踏まえて、公益法人²¹又は一般法人²²への移行を進め長期的な展望に立った安定的な経営を指導します。

6 財政構造の健全化

地方分権の動きの中で、地方財政構造は、国庫財源依存型²³から自治体固有の自主財源を確保する制度への移行期にあると考えられます。

こうした状況にあって歳入においては、地方交付税が国の財政不安からこの先の不透明感は拭いきれず、国の財政制度改革に伴う市税等の自主財源確保が大きな課題となっています。

一方、歳出においては、少子高齢化等に伴う社会保障費の伸び等から、今後も義務的経費²⁴の増加が予想されるなど、財政構造の硬直化²⁵が懸念されます。

今後、地方分権を定着させ、活力ある市政を持続的に推進していくため、

19 外郭団体

本市が、基本財産、資本金等の25%以上を出資している法人並びに本市の行政を補完する役割を担う団体として本市が継続的に人的又は財政的な支援を行なっている法人のこと。

20 公益法人制度改革

平成18年6月に公益法人制度改革に関する3つの法律が公布され、現存の公益法人は、平成25年11月末日までに、「一般社団（財団）法人」か「公益社団（財団）法人」への移行をしなければならないという改革。

21 公益法人

ここで表わす「公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき県知事が認定した社団法人又は財団法人をいう。公益認定の要件は、公益目的事業支出が全支出の50パーセント以上であることなど17項目ある。「公益目的事業」の定義は、法で定める23事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

22 一般法人

ここで表わす「一般法人」とは、前記した公益法人に認定されない社団法人及び財団法人をいう。

23 国庫財源依存型

地方自治体の財源には、自らの権限で収入しうる財源と、国を経由する財源で自治体の裁量が制限されている財源があり、後者を「依存財源」という。依存財源の典型は国庫支出金（補助金）であり、地方交付税も国の一般会計を経由してくることもあって依存財源とされる。

24 義務的経費

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削減できない経費のこと。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費が狭義の義務的経費とされる。

25 財政構造の硬直化

義務的経費が歳出予算の大きな部分を占めるようになって、弾力的な財政運営が困難になること。

一層の財政の健全化を進め、堅実性や安定性、弾力性の確保に努めます。

また、市税等における新たな財源確保、経常的経費の圧縮、適正規模の市債発行等、「歳入に見合った歳出」を基本に、特別会計・企業会計も含めて健全で安定的な財政基盤の確立に努めます。

(1) 健全な財政構造の堅持

引き続き厳しい財政状況が予想される中で、中長期的な総合計画（財政計画）の策定により財政の健全化判断比率²⁶や経常収支比率²⁷等の財政指標を見極めながら、堅実で効率的な財政運営を行うことで、財政構造の健全化に向けた取り組みを推進します。

(2) 市税、使用料等の確保

市税については、電子申告（e L T A X）²⁸を推進し、公平適正な課税に努めます。また、期限内収納を推進するため、課税客体の適正な把握、口座振替の推進、納税意識の高揚を図るとともに、新たな納税方法の調査・研究を行う等税収の確保に努めます。

一方、滞納整理の強化を進めるため、市の債権についての連携を図るとともに、多重債務者への相談の充実を進めるなどの取り組みを行います。

また、使用料、手数料等については、受益と負担の適正化を図るため、施設の利用状況、維持管理コストなどを検証し、総合的な見直しを行います。

(3) 保有財産の有効活用

未利用地などの資産については、今後の土地利用計画を精査し、その有効な活用を図るために民間等への処分、一時貸付等を推進します。

また、行政財産の使用許可及び貸付けについては、その使用等の目的等に応じて適正な運用を行うとともに、受益と負担の適正化を図ります。

既存の公共施設については、統廃合を含め、その必要性を検証したう

²⁶ 財政の健全化比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が一定基準を超える場合に、財政健全化団体又は財政再生団体に指定し、早期の財政再建を図る制度で用いる比率をいう。

²⁷ 経常収支比率

経常的支出（主に人件費、扶助費、公債費）に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかをつかむための指標をいう。

²⁸ e L T A X（エルタックス）

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

えで、計画的な維持管理による施設の計画的な長寿命化を進めるとともに、効率的な活用に努めます。

(4) 公共事業等の見直し

公共事業等については、総合計画に基づいて、より具体的な事業実施計画を策定するなど、財政規模に見合った事業展開を図ります。また、コストの縮減や入札・契約事務の透明性、公平性を高めるため、引き続き調査研究を進め改善を図ります。

(5) 公営企業等の経営健全化

公営企業及びそれに準じる下水道事業については、利用者サービスの向上に留意しつつ、独立採算制を原則として、民間経営手法や外部業務委託導入するなど、一層の経営の効率化・活性化を図り、中長期的な経営計画に基づき健全経営に努めます。

(6) 自主財源の確保

歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の確保や公平で適正な受益者負担の観点から使用料等の見直しを行うなど、新たな自主財源の確保について調査研究を行います。

また、補助金・負担金の適正化など歳出全般について見直し、既存の自主財源の有効活用に努めます。

(7) 経常経費の削減

歳出の抑制を図るため、公共施設は一層の民間的な管理運営を行うとともに、「民間でできるものは民間で」を基本に指定管理者制度の活用や事務事業の民間委託を推進します。

また、各会計における事務費、施設維持管理費や運営費等の経常経費の削減並びに効率化を図り、事業の実施内容等についても、絶えず検証しながら、一層の改善に努めます。

7 電子自治体の推進

情報処理・通信技術が飛躍的に発展し、高度情報化が急速に進む中、行政事務のICT化により事務処理の効率化、迅速化を図るとともに、市民サービスのより一層の向上を図るため、個人情報保護や市民の情報格差の解消に配慮しながら、ICTを活用した各種申請・届出手続のオンライ

ン化など各種システムの導入に向けた検討を行い、電子自治体の推進に努めます。

また、情報システムの運用や電子申請システムについて、県及び県内各市町村とともに共同アウトソーシング方式²⁹についての調査・研究を行います。

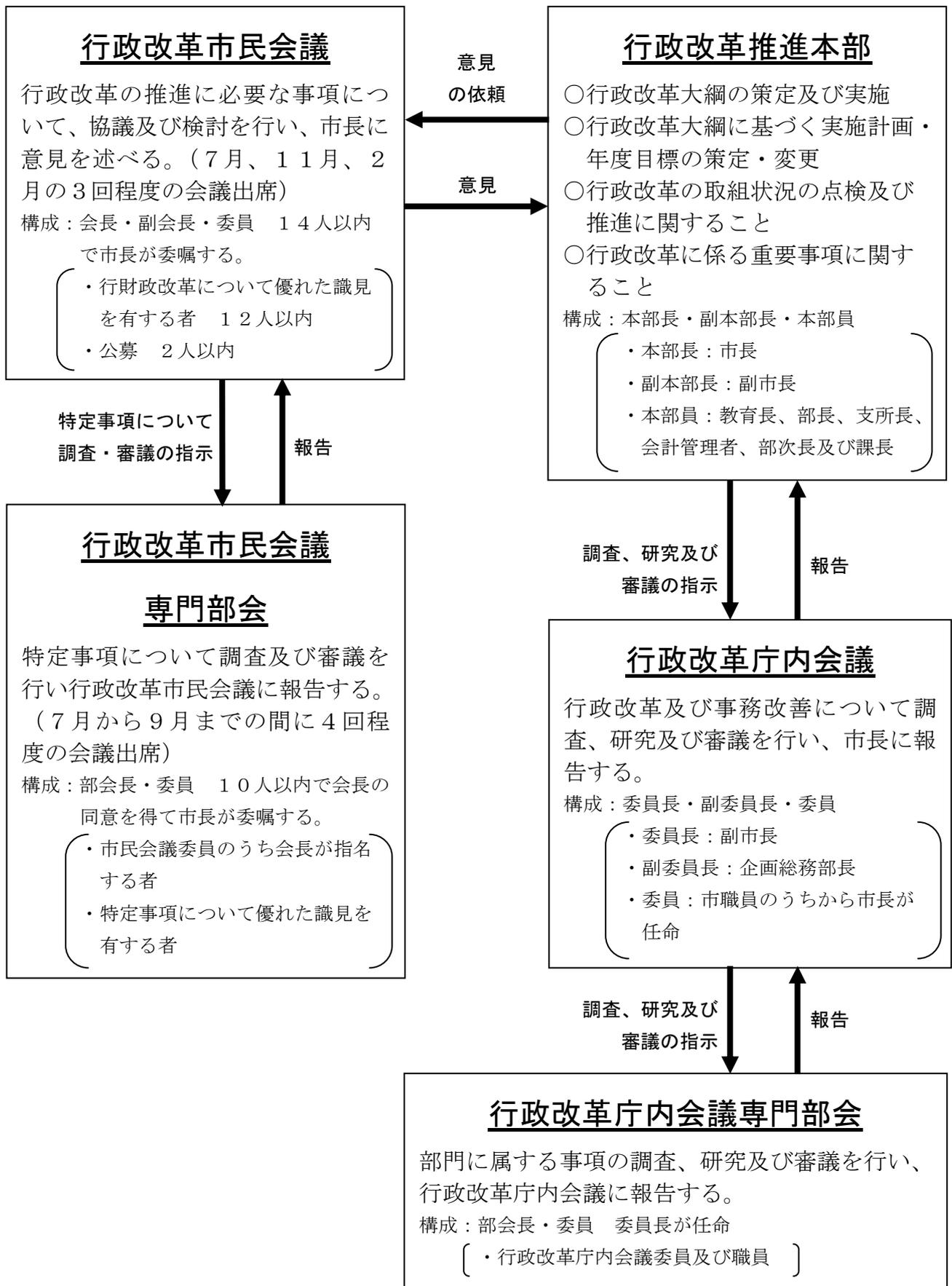
附 則

- 1 平成25年7月1日 「3 推進体制」について一部改正

²⁹ **共同アウトソーシング**

複数の市町村等が共同で電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウを活用しながら、低コストで高いセキュリティ水準のもと共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うこと。

行政改革推進の体制



平成25年度砺波市行政改革市民会議等開催スケジュール

会議等名称	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬									
行政改革推進本部	第1回														必要に応じて開催																		第2回									
	4/2 【内容】 ・行政改革推進の体制 ・スケジュール ・行政改革庁内会議委員・専門部会委員名簿 ・行政改革庁内会議専門部会検討事項															必要に応じて開催																		【内容】 ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の報告 ・行政改革市民会議専門部会の報告 ・平成25年度実施・平成26年度実施予定の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告								
行政改革市民会議												第1回																						第3回								
													【内容】 ・行政改革に関する意見交換 ・行政改革推進の体制 ・スケジュール ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の説明 ・平成24年度実施・平成25年度実施予定の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告																					【内容】 ・行政改革に関する意見交換 ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の報告 ・行政改革市民会議専門部会の報告 ・平成25年度実施・平成26年度実施予定の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告								
行政改革市民会議専門部会												専門部会委員の任命後、9月中旬までに4回程度開催																														
													【内容】 公共施設適正配置について ※平成24年度行政改革庁内会議第2専門部会の「類似事業の整理統合」の研究結果の報告を踏まえて																													
行政改革庁内会議												第1回																							第3回							
													【内容】 ・行政改革推進の体制 ・スケジュール ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の説明 ・平成24年度実施・平成25年度実施予定の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告																					【内容】 ・第2回行政改革市民会議での意見等に対する取組状況 ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の報告 ・行政改革市民会議専門部会について ・平成25年度実施の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告								
行政改革庁内会議専門部会												事務局打合せ			専門部会委員の任命後、部会毎に9月下旬までに3～5回程度開催																											
													【内容】 専門部会の活動計画の調整			【内容】 ①行政組織・定員適正化 ②事務事業の整理統合 ③事務改善																										
市議会																																										
																必要に応じて・9月定例会全員協議会																					【内容】 ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の概要説明（中間報告） ・行政改革市民会議専門部会の概要説明（中間報告） ・平成25年度実施の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告					
																																								【内容】 ・行政改革庁内会議専門部会検討事項の概要説明（報告） ・行政改革市民会議専門部会の概要説明（報告） ・平成25年度実施の行政改革・事務改善事項の報告 ・行政改革推進計画の報告		

平成 25 年度行政改革庁内会議専門部会検討事項

1 第 1 専門部会（行政組織・定員適正化）

（1）方針

課の統廃合を進めるなど組織の簡素化に努めるとともに、市民に分かりやすい行政組織を目指す。

（2）平成 25 年度の課題・検討事項

ア 平成 24 年度検討事項の継続

（ア）散居村ミュージアムと散村地域研究所の連携及び指定管理化

イ 職員研修制度の検討（受講の体系付け、職責付け等の検討）

ウ 職員提案事項

エ 定員適正化計画に基づく削減状況の検証

2 第 2 専門部会（事務事業の整理統合）

（1）方針

類似事業は整理統合し、効率化を進める。

（2）平成 25 年度の課題・検討事項

ア 類似施設（建屋以外）の統合、施設の廃止及び施設の民営化について

イ 地区集会場の整備等に関する調査・研究

3 第 3 専門部会（事務改善）

（1）方針

①民間でできることは民間で ②市民サービスの向上 ③費用対効果 ④
取り組み時期 の観点から、事務改善を検討する。

（2）平成 25 年度の課題・検討事項

ア 一部事務組合の分担金の縮減の研究

イ 新たな職員提案の募集及び検討並びに平成 24 年度職員提案事項のフォローアップ

公共施設の適正配置に関する概要説明書

砺波市では行政改革の推進を図るために、テーマを定めて具体的な事項を検討する「砺波市行政改革庁内会議専門部会（第1専門部会から第3専門部会まであります。）」を設置して、行政事務改善事項の調査、研究及び審議を行っています。

平成24年度の第2専門部会では、「類似事業は整理統合し、効率化を進める」をテーマに、公共施設の適正配置について検討を行いました。

その報告の概要は次のとおりとなっており、市といたしましてはさらに「砺波市行政改革市民会議」及び「砺波市行政改革市民会議専門部会」の意見を踏まえ、最終的な判断をしたいと考えています。

「平成24年度 砺波市行政改革庁内会議 第2専門部会」の報告

公共施設の適正配置について検討するために、施設の客観的かつ公平な評価を行うこととし、「施設運営等に関する評価基準に基づく評価（対象施設数：49施設）」による点数評価（40点満点）を行いました。この評価を行った結果、点数評価が10点未満の施設（11施設が該当）については、行政評価を含めた施設評価を行いました。

これら2種類の評価結果を総合的に検討し、11施設を次のように分類しました。

分類	施設名
a 他の用途の施設に転用又は公の施設の廃止など、具体的に施設のあり方を検討する施設	・庄川若者の館 ・庄川まちかどギャラリー蔵 ・庄川民芸館
b 他の用途の施設に転用又は公の施設の廃止など、今後の方向性を検討する施設	・出町児童センター ・東山見、青島、種田児童館（雄神児童館） ・勤労青少年ホーム ・庄川勤労者体育センター
c 施設又は運営方法を改善し、継続する施設	・庄川高砂会館 ・かいによ苑

公共施設の適正配置に関するQ & A (市の職員による検討から…)



Q1. なぜ行政改革が必要なの？

旧砺波市と旧庄川町は、合併により10年間はそれぞれの市と町の普通交付税の額が特別に保障されていますが、合併後10年経過すると、その自治体の規模に見合った金額に段階的に引き下げられます。

砺波市では平成27年度から減額され、平成32年には、現在よりおよそ6億円の減額が見込まれます。

しかし、社会保障費が年々増加し、市民の安定した生活のためにもこの費用を捻出する必要があります。

このため、それぞれの事業や施設等の必要性や有効性を見直し、重点化や質の充実を図ることで、将来に過大な負担をかけることのないように

足腰の強い行財政基盤を今から確立する必要があります。



Q2. 施設の適正配置の検討はなぜ必要？

合併前にそれぞれの市と町で整備した施設があったため、合併により市内に同じような施設があります。

このため、施設の利用率が低い、職員配置ができない等、効率の悪い運営状態となり、改善が必要となっています。

また、施設には耐震化されていないものや、老朽化しているものもあり、存続には危険が伴う恐れもあります。

さらに、民間活力を期待することも検討できるからです。



Q3. 市は施設運営に努力したの？

施設の運営には、市はこれまでも、企業などの民間の運営活力を期待する「指定管理者制度」の導入など、さまざまな利用促進の努力をしてきました。

しかしながら、この制度も企業側にとって利用率が高く、収益のメリットがなければ、参入しづらいと言えます。

このため、市では施設を重点的に設置し、事業の質の充実を図ることで、より市民の皆さんに活用していただける施設運営を図っていくことを検討しています。



Q4. 施設の評価方法は？

施設を評価するには、客観的で公平な視点が必要です。そのため、10の視点による点数評価(40点満点)を実施しました。

- ①施設の必要度(設置の義務付けなど)
- ②施設の重複度(同じような施設の有無)
- ③施設利用度(床面積当の利用者数)
- ④費用対効果(利用者一人当の市の負担)
- ⑤施設の老朽度(残存耐用年数)
- ⑥耐震性(耐震性の有無・補強の有無)
- ⑦施設設備の利便性(障害者にやさしい)
- ⑧管理運営体制(職員の配置)
- ⑨将来計画(老朽しても建て替える)
- ⑩その他特殊事情(文化財など)

この評価で評点が低い(10点未満)施設を総合的に検討し、3つのグループに分類しました。



Q5. 庄川地区の施設が目立つけど…

施設の適正配置は、Q4で記したとおり、市内の49施設を客観的で公平に評価しました。

市ではこれまでも「となみ野サロン」など旧砺波市の施設の整理統合を行ってきており、意図的に庄川地域の施設を整理するものではありません。



Q6. 施設の廃止とは取り壊すこと？

施設の廃止とは、公の施設(だれでも利用料金を支払い使用できる施設)としての運用をやめる方法もあり、施設の取壊しを前提とするものではありません。

地域利用などを含め、利用の形態を変えて有効に活用することも検討します。



Q7. 市民の意見はどう反映するの？

平成25年度に、公共施設の適正配置を検討するために、有識者や市民を委員とした「行政改革市民会議専門部会」を設置いたします。専門部会の報告結果はホームページ等で公表いたします。また、市民の皆さんからもご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞお寄せください。



平成 24 年度 行政改革庁内会議第 2 専門部会報告書

平成 24 年度の第 2 専門部会では、「類似事業は整理統合し、効率化を進める」との方針のもと、公共施設の適正配置について研究し、その結果をまとめたので報告する。

1 検討の背景

行政改革を積極的・計画的に進めていくための基本方針である行政改革大綱では「個々の事業ごとに必要性や有効性を検証し、事業の重点化や質的充実を図ることで、健全で将来に過大な負担をかけることのないよう行財政基盤を確立する必要がある。そのため、事業評価手法等により事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め効率的かつ効果的に事業を推進する」こととしている。

また、平成 21 年度に設置された市民及び有識者で構成する「公共施設の適正配置に関する行政改革検討委員会」からは、施設のあり方を含め、今後の公共施設の配置については統廃合を進めるとの報告を受けている。

さらに、当市の公共施設の設置、管理、運営については、次に掲げる財政事情の変化及び事務事業の整理合理化の必要性等から、これまで以上の見直しが必要である。

(1) 財政事情の変化

- ア 合併による普通交付税の特例期間の終了
 - ・平成 27 年度から段階的に減額
 - ・現行制度によると平成 32 年には現在の額から約 5 億 9 千万円程度減額の見込み
- イ 少子高齢化等に伴う社会保障費の自然増等による義務的経費の増加

(2) 事務事業の整理合理化等の必要性

- ア 公共施設の適正配置
 - ・合併により、類似施設が多くある。
 - ・利用率が低い又は入館者数等が少ない施設がある。
- イ 組織機構の見直し
 - ・簡素で効率的な組織機構の見直しが必要である。
- ウ 施設の老朽化及び未耐震
 - ・施設が老朽化又は未耐震施設の耐震改修が必要である。
- エ 民間機能の活用
 - ・歳出の抑制を図るため、「民間でできるものは民間で」を基本に、更なる指定管理者制度の活用や、事務事業の民間委託が必要である。

2 検討の方法及び結果

公共施設の適正配置を検討するためには、まず、施設の客観的かつ公平な評価が必要であることから、当部会では「施設運営等に関する評価基準に基づく評価」及び「行政評価」の2種類の評価結果に基づき、総合的に検討した。

(1) 施設運営等に関する評価基準に基づく評価（以下「施設評価」という。）

ア 評価の対象とした施設

評価は、市がその管理運営費を負担する公共施設を対象とした。なお、学校施設や生活基盤施設についてはその設置目的等により、また、建物が無い観光施設や体育施設については、建物の有無により、老朽度や耐震性などの評価項目で正常な評価、比較ができないことから、今回の評価から除いた。

施設分類	対象施設の名称	評価対象施設数
健康・福祉施設	福祉センター（麦秋苑、苗加苑、北部苑）	3
	デイサービスセンター（庄東、南部、北部）	3
	その他福祉施設（社会福祉会館、シルバーワークプラザ、高齢者能力活用センター、健康センター、庄川健康プラザ、生きがいセンター庄川高砂会館）	6
	児童館（出町児童センター、東山見、青島、雄神、種田）	5
教育施設	生涯学習施設（文化会館、庄川生涯学習センター、勤労青少年ホーム、庄川若者の館）	5
	美術館（砺波市美術館、庄川美術館、庄川まちかどギャラリー蔵）	3
	資料館・博物館（郷土資料館、旧中嶋家、かいにょ苑、庄川水資料館、庄川民芸館）	5
	図書館（砺波図書館、庄川図書館）	2
	体育施設（砺波体育センター、庄川体育センター、高道体育館、中村体育施設、庄川勤労者体育センター、（武道館））	6
商工観光農林施設	観光施設（庄川特産館、庄川ふれあいプラザ、庄川ウッドプラザ、出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、となみ散居村ミュージアム、閑乗寺夢木香村、夢の平コスモス荘、小牧観光会館、コミュニティプラザ）	10
	農業施設・農村環境施設（砺波農村環境改善センター、庄川農村環境改善センター）	2

イ 評価の対象から除いた施設

(ア) 学校施設・・・学校、幼稚園、保育所、学校給食センター

(イ) 生活基盤施設・・・霊園、公共住宅、排水処理施設、駐車場、駐輪場、公園

(ウ) 地域振興施設・・・振興会館等の用に供されている施設、地域体育館、防災施設

(エ) 既に統合を決定している施設・・・砺波まなび交流館（職業能力開発センター、

となみ野サロン、庄川いきいき館)

(オ) 建物等がない又はそれに準じる観光施設…夢の平ペアリフト

(カ) 建物等がない又はそれに準じる体育施設…グラウンド、向山県民公園、砺波総合運動公園、テニスコート、プール

ウ 施設評価の基本的な考え方

客観的な評価を行うため、施設評価の項目を10項目設け、それぞれ0点から4点までに評点化し、合計40点満点で評価を行うこととした。

なお、施設の特性或設置経緯等などの特殊事情についても評価項目に入れるなど総合的な評価となるよう項目の設定に配慮した。

施設評価の評価基準は、以下のとおりとした。

(ア) 施設の設置必要度

施設の「公共性」を判断するための指標として、法的設置義務、公益性（共同利用又は個人利用）を評価する。

4点	設置に法的設置義務がある。
3点	法的設置義務はない施設であるが、公共的団体の利用が多く、市が設置する公共性がある。（公共的団体利用が多い…公共的要素が高い。）
2点	法的設置義務はない施設であり、かつ、個人利用より団体利用が多い施設である。（団体利用が多い…公共的要素がある。）
1点	法的設置義務はない施設であり、かつ、団体利用より個人利用が多い施設である。（個人利用が多い…公共的要素が低い。）
0点	民間に類似した施設があり、必ずしも市が設置しなくてもいい施設である。

(イ) 施設重複度

施設の設置目的、形状、利用形態、利用方法等から、重複した施設が他に
あるか、また、他の施設で代用できるかを評価する。

※福祉センター及びデイサービスセンターは4点とする。

4点	市内に1カ所しかなく、かつ、他の施設では代用できない。
3点	市内に1カ所しかないが、不自由ではあるが他の施設で代用できる。
2点	市内に1カ所しかないが、他の施設で十分代用できる。
1点	市内に類似施設が2カ所ある。
0点	市内に類似施設が3カ所以上ある。

(ウ) 施設利用度

施設床面積 1 m²当たりの利用者数から評価する。

■施設 1 m²当たりの利用者数＝年間の利用者数／施設面積（建物床面積）

- | | |
|----|--|
| 4点 | 施設 1 m ² 当たりの利用者数＝200人以上である。 |
| 3点 | 施設 1 m ² 当たりの利用者数＝100人以上、200人未満である。 |
| 2点 | 施設 1 m ² 当たりの利用者数＝50人以上、100人未満である。 |
| 1点 | 施設 1 m ² 当たりの利用者数＝20人以上、50人未満である。 |
| 0点 | 施設 1 m ² 当たりの利用者数＝20人未満である。 |

(エ) 費用対効果

施設利用者 1 人当たりの支出額（人件費を除く）から評価する。

■施設利用者 1 人当たりの支出額＝平成 23 年度支出額／年間の利用者数

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 4点 | 施設利用者 1 人当たりの支出額＝0円以下である。 |
| 3点 | 施設利用者 1 人当たりの支出額＝1円以上、100円未満である。 |
| 2点 | 施設利用者 1 人当たりの支出額＝100円以上、500円未満である。 |
| 1点 | 施設利用者 1 人当たりの支出額＝500円以上、1,000円未満である。 |
| 0点 | 施設利用者 1 人当たりの支出額＝1,000円以上である。 |

(オ) 施設の老朽度

建物、施設の残耐用年数を算出し、評価する。

■残耐用年数＝耐用年数－経過年数（別表「耐用年数の基準と適用」を参照）

- | | |
|----|--------------------------------|
| 4点 | 残耐用年数 20 年以上の施設である。 |
| 3点 | 残耐用年数 10 年以上、20 年未満の施設である。 |
| 2点 | 残耐用年数 5 年以上、10 年未満の施設である。 |
| 1点 | 残耐用年数 1 年以上、5 年未満の施設である。 |
| 0点 | 残耐用年数 0 年以下（耐用年数を経過している施設）である。 |

施設の構造による耐用年数と適用施設

種 類		耐用年数	適用する市有施設
鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨コンクリート造	事務所用、美術館用	50	事務所、美術館、資料館、図書館、庄川特産館、庄川ふれあいプラザ、チューリップ四季彩館
	寄宿舍用、宿泊所用、学校用、体育館用	47	児童館、勤労青少年ホーム、体育館、農村環境改善センター
	劇場用、演奏場用、映画館用、その他	41	文化会館、庄川生涯学習センター
	旅館用、ホテル用、その他	39	福祉センター、デイサービスセンター
	公衆浴場用	31	
	工場用、倉庫用	38	庄川民芸館
鉄骨造	事務所用、美術館用	38	事務所、出町子供歌舞伎曳山会館
	店舗用、宿泊所用、学校用、体育館用	34	児童館、コミュニティプラザ
	工場用、倉庫用、その他	31	
木造	事務所用、美術館用	24	旧中嶋家、かいにょ苑
	店舗用、宿泊所用、学校用、体育館用	22	生きがいセンター庄川高砂会館、児童館、庄川若者の館、庄川ウッドプラザ、夢の平コスモス荘
	旅館用、ホテル用	17	福祉センター
	公衆浴場用	12	
	工場用、倉庫用	15	
プール		30	庄川健康プラザ

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令より

(カ) 耐震性

建築基準法の耐震基準を満たしている施設であるかを評価する。

4点	昭和56年6月以降に建設した施設である。
3点	昭和56年6月までに建設した施設で、既に耐震補強を施している。
2点	昭和56年6月までに建設した施設で、耐震補強を実施する計画がある。
0点	昭和56年6月までに建設した施設で、耐震補強の計画がない。

(キ) 施設の機能性・利便性・安全性

利用者にとって利便性があるかを施設に整備されている設備などから、評価する。(加点方式とし、最大4点を加点)

1点加点

- ・エレベータが設置されている。
- ・段差解消（バリアフリー）されている。

0.5点加点

- ・玄関スロープが設置されている。
- ・洋式トイレが設置されている。
- ・駐車場が完備されている。
- ・駐車場に身体障害者・妊産婦用等の優先駐車場が整備されている。

(ク) 管理運営体制

施設の管理運営にあたっている職員体制を評価する。

4点 正規職員が2名以上配置されている。

3点 正規職員が1名配置されている。

1点 正規職員は配置されていないが、嘱託職員又は臨時職員が配置されている。

0点 職員が配置されていない。

(ケ) 将来計画

将来的に建て替えや大規模改修などが計画されており、その計画が公表されるなど認知されているかを評価する。

※残耐用年数が10年未満の施設に限ることとし、残耐用年数が10年以上ある又は大規模改修が終了した施設は4点とする。

4点 2年のうちに、建て替えや大規模改修などが計画されている。

3点 5年のうちに、建て替えや大規模改修などが計画されている。

2点 7年のうちに、建て替えや大規模改修などが計画されている。

1点 10年のうちに、建て替えや大規模改修などが計画されている。

0点 建て替えや大規模改修などの計画がない。

(コ) 補正

施設の設置目的、背景、施設の歴史的価値などから評価する。

1点加点

- ・文化財に指定されているなど歴史的価値がある。
- ・市の象徴的、シンボリックな施設で、県内外に広く認知されている。
- ・複数の自治体が連携した広域的施設である。
- ・施設の目的が専門的・特殊的で、特定の市民を対象としている。

※福祉センターやデイサービスセンター、高齢者能力開発センターなど

エ 施設評価の結果

評価基準をもとに、それぞれの施設について施設評価を行った結果、各施設の点数は、以下のとおりとなった。

施設名	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	合計
福祉センター麦秋苑	1	4	0	1	0	0	2.5	1	0	1	10.5
福祉センター苗加苑	1	4	0	1	4	4	2.5	3	0	1	20.5
福祉センター北部苑	1	4	1	1	4	4	2.5	3	0	1	21.5
庄東デイサービスセンター	1	4	0	0	4	4	3	4	0	1	21.0
南部デイサービスセンター	1	4	0	0	4	4	3	4	0	1	21.0
北部デイサービスセンター	1	4	0	0	4	4	3	4	0	1	21.0
社会福社会館	3	2	0	2	2	0	3	4	0	0	16.0
シルバーワークプラザ	3	2	3	0	4	4	2.5	4	0	0	22.5
高齢者能力活用センター	3	2	0	0	4	4	3	4	0	1	21.0
健康センター	3	4	0	1	4	4	4	4	0	1	25.0
庄川健康プラザ	1	4	0	1	4	4	4	4	0	1	23.0
庄川高砂会館	0	0	0	1	1	4	2.5	1	0	0	9.5
出町児童センター	1	0	0	2	3	0	0	1	0	0	7.0
東山見児童館	1	0	0	2	3	0	2.5	1	0	0	9.5
青島児童館	1	0	0	2	0	0	0.5	1	0	0	4.5
雄神児童館（雄神体育館内）	1	0	1	3	4	4	2.5	1	0	0	16.5
種田児童館	1	0	0	2	0	0	2.5	1	0	0	6.5
文化会館	2	1	1	0	2	0	4	4	0	0	14.0
庄川生涯学習センター	2	1	0	1	3	4	1.5	1	0	0	13.5
勤労青少年ホーム	0	0	0	2	2	0	1	3	0	0	8.0
庄川若者の館	0	0	0	2	2	4	1	0	0	0	9.0
砺波市美術館	1	0	1	2	4	4	4	4	0	0	20.0
松村外次郎記念庄川美術館	1	0	0	1	4	4	3.5	1	0	0	14.5
庄川まちかどギャラリー蔵	0	0	2	2	0	0	1.5	0	0	0	5.5
郷土資料館	1	4	0	2	3	0	1	3	0	1	15.0
旧中嶋家	1	1	3	4	0	0	0	0	0	1	10.0
かいによ苑	1	1	0	0	0	0	1.5	1	0	1	5.5
庄川水資料館	1	0	0	2	4	4	3.5	0	0	0	14.5
庄川民芸館	0	1	0	0	3	4	0	0	0	0	8.0

施設名	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	合計
砺波図書館	1	1	—	—	3	0	3.5	4	0	0	12.5
庄川図書館	1	1	—	—	4	4	3	3	0	0	16.0
武道館（学校施設に転用済）	2	4	0	2	2	0	0.5	0	0	0	10.5
砺波体育センター	2	0	0	2	1	0	2	3	0	0	10.0
庄川体育センター	2	0	0	2	4	4	2	3	0	0	17.0
高道体育館	2	0	0	2	4	4	0.5	0	0	0	12.5
中村体育施設	2	0	3	4	4	4	0.5	0	0	0	17.5
庄川勤労者体育センター	2	0	0	2	3	0	0.5	0	0	0	7.5
庄川特産館	1	0	0	2	4	4	2.5	4	0	0	17.5
庄川ふれあいプラザ	1	0	—	—	4	4	2.5	0	0	0	11.5
庄川ウッドプラザ	1	0	4	2	2	4	2.5	3	0	0	18.5
出町子供歌舞伎曳山会館	1	4	0	2	4	4	4	3	0	1	23.0
チューリップ四季彩館	1	4	2	1	4	4	3	4	0	1	24.0
となみ散居村ミュージアム	1	4	0	1	4	4	3	4	0	1	22.0
閑乗寺夢木香村	1	1	0	0	3	4	0	4	0	0	13.0
夢の平コスモス荘	1	1	0	0	1	4	0	4	0	0	11.0
小牧観光会館（公衆トイレ転用）	1	2	4	4	2	0	0.5	1	0	0	14.5
コミュニティプラザ	1	2	—	—	3	4	1	0	0	0	11.0
砺波農村環境改善センター	2	1	1	2	3	4	0	3	0	0	16.0
庄川農村環境改善センター	2	1	0	3	4	4	3	0	0	0	17.0

※「—」は、年間利用者数が不明であったため点数をつけられなかった場合に表示している。

施設評価を行った結果、取得点数が10点に達していない施設については、行政評価を含めた検討を行うこととした。

10点に達していない施設は、庄川高砂会館、出町児童センター、東山見児童館、青島児童館、種田児童館、勤労青少年ホーム、庄川若者の館、庄川まちかどギャラリー蔵、かいにょ苑、庄川民芸館、庄川勤労者体育センターの11施設であった。

(2) 行政評価

行政評価は、事務事業を所管する担当係長及び所属長が、所管事務事業を一次評価した後に、複数の部局の職員で構成されたワーキンググループによる二次評価を行い、事業ごとに「維持」「改善」「廃止・休止」の3区分に評価したものである。

その結果「改善」又は「廃止・休止」と評価された事務事業については、所管部局が評価に対する改善策等について検討し、改善の取り組みを進めることとしている。

(3) 「施設評価」及び「行政評価」による検討結果

「施設評価」の結果、取得点数が10点に達していない施設を対象に、施設評価及び行政評価を基に部会で検討した。

なお、「行政評価」は平成23年度における施設管理等が適正であるかとの観点で評価していることに対し、当部会の検討結果は将来的な観点や他の類似施設との関係等を含めた検討を行っていることから、行政評価で「維持」の評価であったとしても、当部会における検討が、他に転用等となる場合がある。

① 庄川高砂会館

所 在	砺波市庄川町金屋岩黒35番地1		
建 築 年	H4. 4	耐震補強の有無	無
構 造	木造	階 数	1階
面 積	588㎡	耐用年数	22年(残1年)
施設評価の結果	得点	9.5	
	特徴	設置必要度、重複度、利用度、将来計画、補正が0点	
行政評価の結果	改善	<p>旧来からの利用者の既得意識等もあり利用者が限定されていることから、利用者を広く募るような工夫を行うよう検討すること。</p> <p>また、施設や利用者(講座受講者)が地域貢献や、受講者が講師となって生涯学習や高齢者の生きがいに寄与できるような仕掛け作りをするなど、存続についての意義を検討すること。</p> <p>受益負担に応じた使用料について、改めて検討すること。</p>	

<当部会における検討結果>

庄川高砂会館は、焼物窯や木工用大型工作機械など、他施設にはない特徴的な設備を備えているが、利用が特定の個人や団体に限定されており、その利用度が他の施設に比べて低い。

しかしながら、施設の特徴を活かし、施設の利用者を増やす取り組みを実施することで利用者の増加やコミュニティーの活性化を図ることが期待できる。

このことから、施設運営に工夫や改善を図ることとし、施設は維持する方向で検討した。

② 出町児童センター

所 在	砺波市本町7番5号		
建 築 年	S 5 6 . 3	耐震補強の有無	無
構 造	鉄筋コンクリート	階 数	2階
面 積	3 1 0 m ²	耐用年数	4 7 年 (残 1 5 年)
施設評価の結果	得点	7 . 0 点	
	特徴	重複度、利用度、耐震性、機能性・利便性・安全性、将来計画、補正が0点	
行政評価の結果	廃止・休止	耐震化されておらず、施設の老朽化も著しい。 また、放課後児童クラブとの重複や利用が一部市民に限定されていることから、廃止について検討すること。	

<当部会における検討結果>

出町児童センターは、老朽化も著しく、また、耐震性のない施設であり、施設の維持には、将来的に多額の改修費用が必要と見込まれる。

このことから、現在の施設の将来的な方向性については、教育委員会において、砺波図書館や旧出町小学校の跡地の活用などに合わせて検討することが望ましい。

【参考】

児童館とは・・・児童福祉法に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設。18歳未満の全ての児童を対象にしている。
放課後児童クラブとは・・・保護者が昼間家庭にいない小学校低学年児童を対象に、授業終了後に、児童館、学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与える事業のこと。

③ 東山見児童館

所 在	砺波市庄川町金屋1378番地		
建 築 年	S 5 1 . 1 1	耐震補強の有無	無
構 造	鉄筋コンクリート	階 数	1階
面 積	2 4 4 m ²	耐用年数	4 7 年 (残 1 0 年)
施設評価の結果	得点	9 . 5 点	
	特徴	重複度、利用度、耐震性、将来計画、補正が0点	

④ 青島児童館

所 在	砺波市庄川町青島 3 3 7 4 番地 2		
建 築 年	S 4 3 . 1 0	耐震補強の有無	無
構 造	木造	階 数	1 階
面 積	1 9 7 m ²	耐用年数	2 2 年 (年数超)
施設評価の 結果	得点	4 . 5 点	
	特徴	重複度、利用度、老朽度、耐震性、将来計画、補正が 0 点	

⑤ 種田児童館

所 在	砺波市庄川町筏 4 7 番地		
建 築 年	S 4 9 . 1 0	耐震補強の有無	無
構 造	鉄骨	階 数	1 階
面 積	2 4 6 m ²	耐用年数	3 4 年 (年数超)
施設評価の 結果	得点	6 . 5 点	
	特徴	重複度、利用度、老朽化、耐震性、将来計画、補正が 0 点	

上記 3 施設の 行政評価による 評価結果	廃止・ 休止	庄川小学校の耐震改修工事に併せて放課後児童クラブ用の施設を新設し、機能を高める計画としていることから、廃止・統合について検討すること。
-----------------------------	-----------	---

<当部会における検討結果>

庄川地区の 4 児童館は、利用度が他の施設に比べ低い上に、上記 3 児童館は、老朽化が著しく、また、耐震性のない施設であり、施設の維持には、将来的に多額の改修費用が必要と見込まれる。

このことから、児童館については、耐震工事中の庄川小学校に設置予定の「放課後児童クラブ」との連携を図ることとし、将来的に現在の施設を廃止することが望ましい。

なお、雄神児童館は評価の対象にしていないが、東山見、青島、種田児童館と同様に取り扱うことが望ましい。

⑥ 勤労青少年ホーム

所 在	砺波市栄町717番地		
建 築 年	S50.5	耐震補強の有無	無
構 造	鉄筋コンクリート	階 数	3階
面 積	922㎡	耐用年数	47年(残9年)
施設評価の結果	得点	8.0点	
	特徴	設置必要度、重複度、利用度、耐震性、将来計画、補正が0点	
行政評価による評価結果	維持		

<当部会における検討結果>

勤労青少年ホームは、老朽化が著しく、また、耐震性のない施設であり、施設の維持には、将来的に多額の改修費用が必要と見込まれる。

同じ敷地に設置する砺波まなび交流館は、施設の改修により会議室が増えたことで利用者のキャパシティーが増え、また、多機能化されたことから、様々な利用ができる施設となった。

また、砺波まなび交流館と勤労青少年ホームは、類似講座の統合や、民間で実施している講座の廃止などの見直しを進めている一方で、勤労青少年ホームについては、平成24年度に廃止したとなみ野サロン等の利用者（まなびや友の会）を受け入れる施設であることから、一定期間の経過措置は必要と考えられる。

これらのことから勤労青少年ホームは、類似施設の類似講座の統合及びとなみ野サロン等の廃止に伴う経過措置のめどが立った段階で、砺波まなび交流館にその機能を統合することとし、当該施設を廃止する方向で検討した。

⑦ 庄川若者の館

所 在	砺波市庄川町示野103番地		
建 築 年	H9.3	耐震補強の有無	無
構 造	木造	階 数	1階
面 積	139㎡	耐用年数	22年(残6年)
施設評価の結果	得点	9.0点	
	特徴	設置必要度、重複度、利用度、管理運営体制、将来計画、補正が0点	
行政評価による評価結果	維持		

<当部会における検討結果>

庄川若者の館は、利用が特定の個人や団体に限られており、その利用度が他の施設に比べて低く、また、職員配置をしていない施設である。

貸館機能を有する施設は、庄川生涯学習センター、庄川農村環境改善センター、庄川ふれあいプラザ等があり、また、いずれの施設も利用度が高くなく、貸館施設が供給過剰気味であるといえる。

このことから、当該施設の貸館機能を、職員配置をしている他の施設に機能分散することとし、当該施設を他の目的に転用又は廃止する方向で検討した。なお、当該施設の廃止を検討する場合は、その処分（取壊し、譲渡、売却など）についても合わせて検討する必要がある。

⑧ 庄川まちかどギャラリー蔵

所 在	砺波市庄川町金屋2373番地1		
建 築 年	不明（昭和中期以前）	耐震補強の有無	無
構 造	鉄筋コンクリート	階 数	1階
面 積	70㎡	耐用年数	48年（年数超）
施設評価の結果	得点	5.5点	
	特徴	設置必要度、重複度、老朽度、耐震性、管理運営体制、将来計画、補正が0点	
行政評価による評価結果	廃止・休止	類似施設との統合により廃止すること。	

<当部会における検討結果>

庄川まちかどギャラリー蔵は、土蔵部分の建築年が定かでないが、昭和56年前の建築物であることから耐震性がない恐れがあり、老朽度も高い施設といえ、施設の維持には将来的に耐震診断や改修費用が必要と見込まれる。

また、施設には職員は配置されておらず、施設の利用申し込みにより、指定管理者が臨時職員を雇用し、管理している状況である。

当該施設の主な利用は、美術関連の個人又は団体の展示等による貸し館機能であり、これらの事業は、砺波市美術館の市民ギャラリー、市民アトリエ、民間ギャラリー又は市の他の施設利用により、その機能の代替えが可能であると判断できる。

これらのことから、当該施設の貸館機能を、職員配置をしている砺波市美術館等の他の施設に分散することとし、当該施設は、他の目的に転用又は廃止する方向で検討した。なお、当該施設の廃止を検討する場合は、その処分（取壊し、譲渡、売却など）についても合わせて検討する必要がある。

⑨ かいによ苑

所 在	砺波市豊町一丁目2番10号		
建 築 年	M4	耐震補強の有無	無
構 造	木造	階 数	1階
面 積	608㎡	耐用年数	24年(年数超)
施設評価の結果	得点	5.5点	
	特徴	利用度、費用対効果、老朽度、耐震性、将来計画が0点	
行政評価による評価結果	維持		

<当部会における検討結果>

かいによ苑は、明治年代の建築であることから耐震性がない恐れがある。

しかしながら、当該施設は、屋敷林を有する散居の農家の姿を後世に伝える文化財としてその保存が必要であるとともに、生涯学習の場として文化財を活用することは意義があることから、施設は維持する方向で検討した。

なお、当該施設はその施設の持つ雰囲気等から、お茶会等で活用される機会が多いが、利用者によれば、お茶に用いる「炉」等がないことから使用しない場合があるとのことである。施設の改修や利用方法の改善等により、利用し易くなり、利用率の向上が期待できるようであれば、利用者等から意見を参考に改善を行うことを検討する。

⑩ 庄川民芸館

所 在	砺波市庄川町金屋字岩黒12番地		
建 築 年	H3.4	耐震補強の有無	無
構 造	鉄筋コンクリート	階 数	地上1階 地下1階
面 積	234㎡	耐用年数	38年(残16年)
施設評価の結果	得点	8.0点	
	特徴	設置必要度、利用度、費用対効果、機能性・利便性・安全性、管理運営体制、将来計画、補正が0点	
行政評価による評価結果	廃止・休止	公の施設としては廃止し、民具等の収蔵倉庫とすることを検討すること。また、庄川民芸館建屋の外溝部分についても、適正に管理すること。	

<当部会における検討結果>

庄川民芸館は、収蔵・保管している民芸品等を一般の見学に供する施設であるが、これまでの利用状況、施設の維持管理、職員配置などから、現在閉館している。

当該施設は、平成3年に建設された施設であることから、耐震性を有し、ま

た、老朽化していないことから、運営、施設面の改革を図ることで一般利用に供することが考えられるが、現状では開館は難しいと思われる。

このことから、当該施設は、民芸品の保管庫的な役割を維持し、また、民具、美術品等の収蔵倉庫としての役割を加えるなど、施設用途を他の用途に転用するなどして、資料館条例から削除する方向で検討した。

⑪ 庄川勤労者体育センター

所 在	砺波市庄川町庄 5 1 3 4 番地 1		
建 築 年	S 5 5 . 3	耐震補強の有無	無
構 造	鉄筋コンクリート	階 数	1 階
面 積	1, 1 6 6 m ²	耐用年数	4 7 年 (残 1 5 年)
施設評価の 結果	得点	7. 5 点	
	特徴	重複度、利用度、耐震性、管理運営体制、将来計画、 補正が 0 点	
行政評価による 評価結果	維持		

<当部会における検討結果>

庄川勤労者体育センターは、夜間の利用はあるものの、日中の利用は低い。

また、当該施設は、昭和 5 6 年前の建築物であることから耐震性がない恐れがあり、施設の維持には将来的に耐震診断や改修費用が必要と見込まれる。

施設には職員は配置されておらず、当該施設を管理する砺波市体育協会が、施設の利用申し込みがあった段階で臨時職員を雇用し、管理している状況である。

雄神地区には、類似施設として雄神体育館があるが、利用の申し込みの利便性、施設の老朽などから、雄神体育館が活発に利用されている状況である。

これらことから、当該施設は、他の目的に一時的に転用することも含め、体育館としては将来的に廃止する方向で検討した。

3 評価のまとめ

「施設評価」及び「行政評価」の2種類の評価結果を判断材料として、総合的に検討を行った結果、各施設を次のように分類する。

分類	施設名
a 他の用途の施設に転用又は公の施設の廃止など、具体的に施設のあり方を検討する施設	・ 庄川若者の館 ・ 庄川まちかどギャラリー蔵 ・ 庄川民芸館
b 他の用途の施設に転用又は公の施設の廃止など、今後の方向性を検討する施設	・ 出町児童センター ・ 東山見児童館 ・ 青島児童館 ・ 種田児童館 (・ 雄神児童館) ・ 勤労青少年ホーム ・ 庄川勤労者体育センター
c 施設又は運営方法を改善し、継続する施設	・ 庄川高砂会館 ・ かいによ苑

1 1施設のうち、aに属する3施設については、行政改革市民会議専門部会において具体的な意見をいただくこととする。

また、bに属する施設については、同専門部会において、その方向性、時期など今後の方向性についての意見をいただくこととする。

4 今後の検討課題

公園や建物等がない又はそれに準じる観光施設や体育施設については、今回の検討から除いたが、今後、施設の適正配置について検討する必要がある。

この報告書は、平成24年度に作成したものを、平成25年度の行政改革市民会議用に組織の名称や表現を一部改めております。

平成24年度に実施の行政改革・事務改善事項（実績報告）

1 市民との協働による市政の推進

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	(新規) 防災士の養成	<u>総務課</u> 自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上等を図るため、市内全地区に防災士が所在するよう、平成24年度から毎年11名ずつ、6か年で66名を養成する。 平成24年度実績 11人防災士資格取得
(2) NPOの育成・ボランティアとの連携	ボランティアポイント制度の実施 (継続)	<u>企画調整課・社会福祉課</u> ボランティア活動の促進と地域福祉の向上を図るため、本格実施を開始したボランティアポイント制度について、ポイントの交換メニューを拡大するなど見直した。

2 公正で透明な市政運営

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 広報広聴機能の充実	(新規) 広報となみの電子ブック（書籍）化	<u>企画調整課</u> 平成24年4月から、広報となみをどこでも確認できるようにするため、広報となみを電子ブック化し、携帯電話やタブレットPCで閲覧できるようにした。
(4) 行政評価の実施	行政評価の実施 (継続)	<u>総務課・企画調整課・財政課</u> 市民の視点に立った効果的で効率的な市政を推進し、市民に対する説明責任を果たすとともに、職員の意識改革及び能力開発を図るため、昨年度までの評価方法を以下のとおり一部変更し、全ての事務事業を対象に行政評価（一次評価）を行うとともに、その後に、ワーキンググループによる評価（二次評価）を実施し、その結果を公表した。その後、事務事業等の改善及び見直しや総合計画の進行管理、予算編成資料に活用した。 (平成25年予算要求への反映) ●一次・二次評価を施策ごとから事業ごとに実施した。 ●一次・二次評価の評価項目を「必要性」、「優先性」、「妥当性」、「成果」から、「必要性・妥当性」、「優先性」、「効率性」、「経済性」とした。 ●担当係長評価を主観的評価から点数による評価とした。 <評価結果> 一次評価数 279事業 二次評価数 101事業 二次評価の結果 維持することとしたもの 36事業 改善することが適当なもの 56事業 廃止又は休止することが適当なもの 9事業

3 事務・事業の見直し

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 事務・事業の 整理合理化	(新規) 文書件名簿のデータ化	<u>総務課</u> 平成24年4月から、事務の効率化を図るため、文書管理規程を見直し文書件名簿をデータ入力することとした。
	(新規) 電話交換機能の向上	<u>総務課</u> 平成25年1月から、代表電話の取り次ぎ業務の迅速化を図るため、電話交換機を増設するなど電話交換機能の向上を図った。
	(新規) 類似施設の連携強化	<u>総務課</u> 平成24年4月から、職業能力開発センター、となみ野サロン、庄川いきいき館、勤労青少年ホームの4施設について類似する講座等の連携、統合を図るため、専任館長を配置した。 また、平成25年1月から、類似施設の連携強化を推進するため、開館時間を午後1時から午前9時に変更した。
	(新規) 福祉備蓄物品の充実	<u>社会福祉課</u> 災害時の要援護者支援を充実させるため、市内7か所の福祉避難所のうち4か所の施設で避難所に必要な災害時用備品の整備を図った。
	市営バスの利便性向上に向けた路線変更及びダイヤ改正 (継続)	<u>生活環境課</u> 平成23年10月からJR城端線や民間バスとの接続強化と利便性の向上を図るため事業体系を見直した市営バスについて、市民の要望に応え、より一層の利便性の向上を図るため、平成24年10月から、路線変更及びダイヤ改正を実施した。
	(新規) 林道等の管理運営体制の見直し	<u>農地林務課</u> 平成24年6月から、管理運営の効率化を図るため、牛岳登山道登山口や林道横住奥山線の除草や清掃等の維持管理業務を地域の団体に移管した。
	(新規) 交流館の夜間利用	<u>となみ散居村ミュージアム</u> 平成24年4月から、砺波市民との交流を目的とする者に市内での宿泊体験の場を提供し友好交流を促進するため、交流館の夜間利用ができるようにした。
	フルーツ村の運営体制の見直し (継続)	<u>地域振興課</u> 平成24年度にフルーツ村を廃止した。
	(新規) 施工管理の実施	<u>検査課</u> 平成24年4月から、500万円以上の工事において監督員に施工管理を徹底させるため、新しく「施工プロセスチェックシート」を作成し導入した。 <u>平成25年3月末実績 81件</u>

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 補助金の適正化	各種補助金の見直しによる削減 (継続)	財政課・各課 各種補助金等については、行政評価による評価を受け見直しを順次行う。団体運営補助金については、繰越金の額が一定の基準を超えている場合は縮減ルールに基づき縮減した。 <u>①補助金等削減 平成25年3月末実績 954千円</u> <u>②縮減ルールに基づく補助金縮減</u> 平成25年3月末実績 703千円
(4) 環境と共生する行政運営の推進	公用車の一元管理の推進 (継続)	総務課・財政課 引き続き、公用車共用制度の台数を増やし、一元管理に向けた取り組みを進めるとともに、買い替えの際には台数の削減の可否を検討し、買い替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。 平成25年3月末実績 普通車→軽四 4台更新
	(新規) 市役所庁舎の省エネルギー対策による経費の削減	財政課・各課 夏季・冬季の節電対策に取り組み、エネルギー効率を高めるため、平成24年7月に砺波市役所東別館庁舎の1階車庫天井に断熱処理を施工した。
	(新規) グリーン購入調達方針の策定	生活環境課 平成25年3月に、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図るとともに、市の機関における環境物品購入の方向付けを行うため、グリーン購入調達方針を策定した。
	(新規) 施設の省エネルギー化	職業能力開発センター・学校建設室 消費電力の削減と高寿命化を図るため、職業能力開発センターの照明器具をLEDにするとともに、現在改修工事中の学校施設においても高寿命の照明器具を採用した。また、改修工事中の学校施設の暖房について、これまでのボイラー方式から深夜電力を使用する蓄熱暖房機を採用した。

4 人材育成と職員の意識改革

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 人材の育成・確保	新たな人事評価システムの導入 (継続)	総務課 引き続き、評価内容や運用について改良点を検討するとともに、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう、平成24年4月に人材育成研修を実施した。
	(新規) 愛知県安城市への職員派遣	総務課 平成24年4月から、砺波市と安城市の相互理解の促進と商工観光分野の研修交流を図るため、市民交流協定等を締結する愛知県安城市に職員を派遣した。

5 定員管理と組織機構の適正化

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 定員管理の適正化	採用の抑制による職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減した。 <u>削減数(平成24年4月現在対前年比) 12人※病院除く</u>

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 組織機構の見直し	(新規) 統括担当の設置	総務課 平成24年4月から、新幹線開業を控えたJR城端線活性化や空き家対策等の複数組織が関係する施策を強力に推進するため、企画調整課に組織間の総合調整を行う統括担当（主幹級）を設置した。
	(新規) 課の統合	総務課 平成24年4月から、効率的に業務を推進するため、広報情報課を解体し、広報広聴事業の一本化と統計資料の活用を図るための係（広報統計係）を企画調整課に、庁内情報管理を図るための班（情報政策班）を総務課に移管し、3課を2課に統合した。
	(新規) 課、室の統合	総務課 平成24年4月から、砺波市観光振興戦略アクションプランを効率的に実施するため、観光振興戦略室を班体制に移行し、商工観光課内の班（観光振興戦略班）とした。
	(新規) 課、係の統合	総務課 平成24年4月から、使用料等の賦課徴収体制の連携と工事施工の効率化を図るため、上水道課と下水道課を上下水道課に統合するとともに、4係（業務係、工務係、管理普及係、下水道建設係）を3係（経営管理係、上水道工務係、下水道建設係）とした。
(4) 外郭団体等の見直し、活性化	(新規) 庄川支所長の職位の見直し	総務課 平成24年4月から、庄川支所長の職位を部長級から次長級に見直した。
	(新規) 外郭団体の公益財団法人移行手続きの指導	総務課 特例民法法人（移行前の現行の公益法人のこと）の公益財団法人移行にあたり、その手続き指導を行うとともに、事業費補助金及び委託金の見直し等自立的経営について検討、指導を行った。 ●(財)砺波市花と緑の財団・(財)砺波市農業公社 平成24年4月1日から公益財団法人に移行 ●(財)砺波市体育協会 平成25年4月1日から公益財団法人に移行

6 財政構造の健全化

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 市税、使用料等の確保	(新規) 滞納整理事務の強化	税務課 平成24年7月から、滞納管理システムを導入し、分割納付の履行管理等、滞納整理事務の一層の強化を図った。
	(新規) 緊急通報体制等整備事業の利用者負担金の設定	高齢介護課 平成25年3月から、緊急通報装置について他の介護サービスの利用者との受益負担の公平性を図るため、市民税課税世帯の利用者から負担金を徴収した。

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 市税、使用料等の確保	施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の設定 (継続)	各課 平成24年4月から、施設の使用料・利用料または入館料・観覧料等(料金等)について、利用者の受益負担の公平性と取扱いの均一化を図るため、新たに料金等を設定し、運用を開始した。 ●使用料・利用料を新たに設定した施設・・・生きがいセンター庄川高砂会館、勤労青少年ホーム、庄川勤労者体育センター、B&G海洋センター、太田テニスコート、中村体育施設、高道グラウンド、中村グラウンド、上和田緑地 ●入館料・観覧料等を新たに設定した施設・・・となみ散居村ミュージアム民具館、松村外次郎記念庄川美術館
	施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の見直し (継続)	各課 平成24年4月から、施設の使用料・利用料または入館料・観覧料等(料金等)について、利用者の受益負担の公平性と取扱いの均一化を図るため、料金等や用語の定義及び運用を見直し、運用を開始した。 ●料金等や用語の定義及び運用を見直した施設・・・砺波市福祉センター苗加苑・北部苑・麦秋苑、出町子供歌舞伎曳山会館、チューリップ四季彩館、庄川特産館、庄川ふれあいプラザ、閑乗寺夢木香村、夢の平コスモス荘、となみ散居村ミュージアム、庄川水資料館、かいにょ苑、砺波市美術館、庄川生涯学習センター、庄川まちかどギャラリー蔵、庄川若者の館、砺波農村環境改善センター、庄川農村環境改善センター、庄川健康プラザ、夢の平ペアリフト、庄川パットゴルフ場、砺波体育センター、庄川体育センター、B&G海洋センター、高道体育館、砺波総合運動公園(野球場、夜間照明施設、多目的競技場、野球・ソフトボール広場、サッカー・ラグビー広場、温水プール)、砺波向山健民公園、鷹栖テニスコート、弁財天スポーツ公園、中学校夜間照明施設、市民総合運動場
(3) 保有財産の有効活用	未利用地等の有効活用 (継続)	財政課 未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を引き続き推進する。 平成25年3月末実績 8件 22,483千円
	(新規) 公会計管理台帳の整備	財政課 平成24年4月から、財産台帳システムを導入し、適正な財産管理の推進を図った。
	橋梁長寿命化計画の策定 (継続)	土木課 計画的な維持管理による施設の長寿命化を図るため、橋梁の長寿命化計画を策定した。
(5) 公営企業等の経営健全化	(新規) 新会計システムの導入	上下水道課 平成24年4月から、経費の節減と効率的に業務を推進するため、会計システムの更新を契機に総合行政システム一部として企業会計システムを導入した。
	水道料金の統一 (継続)	上下水道課 平成24年6月検針分から、水道料金を統一した。

実施項目	取組事項	取組状況
(5) 公営企業等の 経営健全化	下水道使用料の統一 (継続)	<u>上下水道課</u> 平成24年6月検針分から、下水道使用料を統一した。
(6) 自主財源の確保	(新規) ホームページ内に 有料広告の設置	<u>企画調整課・総務課</u> 平成24年4月から、自主財源の確保と市関連事業所のPR機会の確保を図るため、ホームページ内に有料広告(バナー広告)の設置を開始した。 <u>平成25年3月末実績 契約件数：7件</u> <u>平成25年度広告料収入額：402千円</u>
(7) 経常経費の削減	(新規) 総合行政情報システムの更新における経費の節減	<u>総務課</u> 経費の節減を図るため、総合行政システムの更新時にノンカスタマイズを基本としたパッケージソフトを平成24年7月までに導入した。 <u>初期導入費用単年度分節減額：19,740千円</u>
	教育用コンピュータの一括整備による経費の節減 (継続)	<u>教育総務課</u> 補助事業を利用した教育用パソコンの一括整備により後年の経費負担を節減した。 <u>平成24年度節減額：22,276千円</u>
	スクールバスの複数年契約による経費の節減 (継続)	<u>教育総務課</u> 経費の節減を図るため、スクールバスの運行委託を単年度契約から3年間の複数年契約とした。 <u>平成24年度節減額：809千円</u>

平成25年度に実施を予定している行政改革・事務改善事項

1 市民との協働による市政の推進

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 市民参画・協働の仕組みづくり	(新規) 自治振興会連携推進員の派遣	<u>総務課</u> 平成25年4月から、地区の様々な課題や情報を的確に把握し、協働のまちづくりの推進を図るとともに、職員の住民対応に関する研修の場とするため、自治振興会連絡推進員を各地区の自治振興会の会議等に派遣している。
	防災士の養成 (継続)	<u>総務課</u> 自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上等を図るため、市内全地区に防災士が所在するよう平成24年度から毎年11名ずつ、6か年で66名を養成する。 平成25年度 11人防災士資格取得見込み

2 公正で透明な市政運営

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 広報広聴機能の充実	(新規) 情報発信担当者の設置	<u>企画調整課</u> 平成25年6月から、砺波市を積極的にPRするとともに、タイムリーな情報発信の更なる推進を図るため、報道発表マニュアルを作成し全職員に周知するとともに、各部署に情報発信担当者を設置した。
(4) 行政評価の実施	行政評価の実施 (継続)	<u>総務課・企画調整課・財政課</u> 引き続き、全ての事務事業を対象に行政評価を実施するとともに、担当者以外からの視点による二次評価を実施し、公表することで、市政の透明性を高め、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、総合計画実施計画の進捗管理及び次年度予算への反映を図る。

3 事務・事業の見直し

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 事務・事業の整理合理化	(新規) 国内交流事業奨励金制度の統合	<u>企画調整課</u> 事務手続きの効率化を図るため、姉妹都市であるむかわ町との交流経費の一部を補助する目的の奨励金制度を同様の補助金制度である「砺波市市民交流支援事業補助金」に統合した。
	(新規) 防災物品の配置	<u>総務課・上下水道課・教育総務課・こども課</u> 災害時に対応するため、衛生用品の備蓄を行う。また、応急給水の充実を図るため、加圧式給水タンク車を導入する。災害時の児童及び生徒の安全を確保するため、小・中学校及び児童福祉施設及び児童厚生施設等へ防災物品を配置する。

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 事務・事業の 整理合理化	(新規) 類似施設の統廃合 及び民営化につ いて	総務課 公共施設の整理合理化等の必要性があることから、類似施設の統合、廃止及び民営化について有識者や市民等から具体的な意見をいただくため、行政改革市民会議専門部会を設置する。
	(新規) 類似施設の統廃合 及び連携強化	総務課 平成25年4月から、類似施設の統廃合並びに職員の適正配置及び簡素な行政組織を推進するため、職業能力開発センターと働く婦人の家（となみ野サロン及び庄川いきいき館）を統合し「砺波まなび交流館」とした。
	(新規) 敬老祝い事業の見 直し	社会福祉課 当市の高齢化率が25%を超えるなか、今後とも事業を継続するため、現行の敬老祝い事業の見直しを行う。
	(新規) ヘルパーステーシ ョンの再編	高齢介護課 市内の介護サービス基盤の充実を受け、平成26年度を目途に、市が設置するヘルパーステーション事業所の規模調整を図るため、ヘルパーステーションの再編を検討する。
	(新規) 工事等成績評定の 見直し	検査課 工事等成績評定を導入してから5年が経過するため、公共工事総合評価方式の基礎項目となる成績評定項目の見直しを行う。
	(新規) 給食調理方式の変 更	給食センター 平成25年4月から、市内小学校給食の一元化を図るため、庄川小学校の給食調理を、これまでの自校方式から共同調理方式（給食センター方式）に変更した。
	(新規) 公民館指導員の削 減	生涯学習・スポーツ課 平成25年4月から、事務の見直し等により、公民館指導員を3名から1名に削減した。
(2) 補助金等の適 正化	財政課・各課 引き続き、各種補助金等について必要性や効果等の見直しを行い、不必要な補助金の廃止や補助率等の見直しにより削減を図る。また、平成24年度から導入した団体運営補助金を中心とした繰越金等の状況に基づく縮減ルールを継続する。	
(4) 環境と共生す る行政運営の 推進	公用車の一元管理 の推進 (継続)	総務課 引き続き、公用車共用車制度の台数を増やし、一元管理に向けた取り組みを進めるとともに、買い替えの際には台数の削減の可否を検討し、買い替える場合は、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。
	(新規) 不燃ごみ及び小型 家電引取サイズの 見直し	生活環境課 ごみの資源化を一層進めるため、不燃ごみ及び小型家電の引取サイズを緩和した。
	(新規) 地球温暖化防止砺 波市役所実行計画 の策定	生活環境課 地球温暖化防止のため、市役所各部署毎の二酸化炭素削減を一層進める地球温暖化防止砺波市役所実行計画を策定する。

実施項目	取組事項	取組状況
(4) 環境と共生する行政運営の推進	(新規) 施設の屋外照明灯等のLED化	生活環境課 環境に配慮した低炭素社会への寄与及び更なる消費電力の削減を図るため、施設等の屋外照明や街路灯のLED化を図る。

4 人材育成と職員の意識改革

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 人材の育成・確保	新たな人事評価システムの導入 (継続)	総務課 引き続き、評価内容や運用について改良点を検討し、評価者の人事評価における公平性と客観性の高い評価システムとなるよう評価研修を実施する。
(2) 職員の意識改革の推進	(新規) 改革・事務改善提案表彰制度の創設	総務課 平成25年5月から、行政改革意識の醸成及び職員の勤務意欲を高めるため、職員提案に対し表彰制度を設けた。

5 定員管理と組織機構の適正化

実施項目	取組事項	取組状況
(1) 定員管理の適正化	採用の抑制による職員数の適正化 (継続)	総務課 定員適正化計画に基づき職員数を削減する。 <u>削減予定数(平成25年4月まで対前年比)</u> <u>10人※病院除く</u>
(2) 組織機構の見直し	(新規) 危機管理担当部署の新設	総務課 平成25年4月から、防災対策及び危機管理に加えて、空き家対策に対応するため、総務課内に危機管理係を新設した。
	(新規) 系の統合	総務課 平成25年4月から、定員適正化による減員に対応するため、企画調整課の広報統計係と市民協働・ボランティア支援係を統合し広報協働係に、庄川健康プラザの管理係を健康推進係に統合した。

6 財政構造の健全化

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 市税、使用料等の確保	(新規) 確定申告相談時の税理士の配置	税務課 確定申告相談における対応の向上と充実を図るため、確定申告全期間中に税理士を配置する。
	(新規) 砺波駅自由通路掲示板利用者の範囲拡大と使用料の徴収	土木課 自主財源の確保と自由通路掲示板の利用のニーズに応えるため、砺波駅自由通路掲示板利用者の範囲を拡大するとともに、使用料を徴収する。

実施項目	取組事項	取組状況
(2) 市税、使用料等の確保	(新規) 都市計画図販売価格の見直し	都市整備課 平成25年5月から、受益者負担の公平性を保つため、都市計画図の販売価格の見直しを行った。 総括図・用途地域図 500円→1,200円 白図 300円→500円
	(新規) 体育施設の使用料金制の見直し	生涯学習・スポーツ課 指定管理者の自主的な経営努力の発揮しやすい環境を整え、市民サービスの向上と行政コストの縮減、市及び指定管理者の事務の効率化を図るため、条例の一部を改正し、有料社会体育施設に利用料金制を導入する。
	(新規) 市主催事業の受講料の見直し	勤労青少年ホーム 平成25年4月から、他受講者との公平性を保つため、講座受講料の見直しを行った。 講座受講料 1,000円→1,500円
(3) 保有財産の有効活用	未利用地等の有効活用 (継続)	財政課 未利用の市有地等について、売却処分等の有効活用を引き続き推進する。
	公会計管理台帳(財産台帳)の整備 (継続)	財政課 平成24年度に導入した財産台帳システムについて、引き続き不足する情報の調査を行い、適正な財産管理の一層の推進を図る。
(5) 公営企業等の経営健全化	(新規) 企業会計への移行	上下水道課 平成27年度を目途に、下水道事業特別会計を企業会計へ移行するため、基本方針の策定や財産台帳の整備等を進める。
(7) 経常経費の削減	(新規) 加除式例規集の廃止	総務課 平成25年4月から、例規及び法令をインターネットやグループウェアにより閲覧することができることから、冊子を廃止した。 平成25年度節減見込額：1,000千円
	(新規) 国民健康保険データベースシステムの活用	市民課 平成25年10月から、地域の状況を的確に把握し重点課題を明確にすることで将来の医療費の減少を図るため、国民健康保険データベースシステムを活用し、医療・検診・介護が連携した分析を行う。

7 電子自治体の推進

実施項目	取組事項	取組状況
電子自治体の推進	(新規) どこでもWi-Fiの推進	総務課 平成24年度から実施している市の公共施設5か所(砺波市役所・庄川支所・砺波駅・道の駅砺波・水記念公園)のWi-Fi実証実験を本稼働させるとともに、新たに公共施設35か所に増設し、インターネット環境の整備推進を図る。

砺波市行政改革推進計画

平成 23 年度～平成 27 年度

【フォローアップ版】

平成 25 年 7 月

砺波市

1 市民との協働による市政の推進

(1) 市民参画・協働の仕組みづくり

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課		
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
1	市民との協働による男女共同参画の推進	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図るとともに、市民協働による啓発活動や調査、研究を行う。	砺波市男女共同参画市民委員会を開催し、市民の意見を取り入れた施策を行うなど、市民協働で推進することにより、効果的な啓発活動を実施することができる。	平成23年8月に市と砺波市男女共同参画推進員連絡会と共同で、市内の100事業所を対象に「企業実態アンケート調査」を実施し、男女共同参画取組の実態や問題点を把握した。また、平成22年度・23年度に砺波市男女共同参画市民委員会を開催し、市の現状等について報告及び協議を行った。	平成22年度に策定した「砺波市男女共同参画推進計画（第二次）」に基づき、男女共同参画の推進を図った。まちづくり協働事業において、「イクメン・カジダン」写真・川柳募集やマタニティマークの設置など市民協働による啓発活動を行った。	砺波市男女共同参画市民委員会の開催						企画調整課	
						砺波市男女共同参画推進計画（第二次）の実施							
							砺波市男女共同参画推進計画（第三次）の策定						
2	自主防災組織に対する支援及び防災士の育成	自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織に対し活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行うとともに、市内全地区で6年間の計画で「防災士」を養成する。	自主防災組織の強化と地域住民の防災意識の向上が一層図られる。 ■防災士資格取得人数を平成24年度の30人から平成29年度には100人となることを目標とする。	自主防災組織に対し活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行った。また、市内全地区に防災士が所在するよう「防災士」を養成するための調査・検討を行った。	自主防災組織に対し活動に必要な資機材を整備するための支援と、防火訓練や啓発等の活動に対する支援を行った。また、市内全地区に防災士が所在するよう「防災士」を養成する支援を10月に実施した。 平成25年3月末 ■活動補助 29件 290千円、防災士養成支援 11件 671千円	自主防災組織に対する支援（平成22年度、23年度の2か年）						総務課	
						防災士養成のための調査・検討							
							防災士の養成（平成29年度まで毎年11人ずつ）						

(2) NPOの育成・ボランティアとの連携

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課		
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
3	ボランティアポイント制の実施	ボランティア活動の促進を図るため、観光や生涯学習等にも対象を広げるなど、ボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を本格実施し、ボランティアの推進を図る。	市民のボランティア活動の意識の高揚並びに、ボランティア活動の推進と地域福祉の向上が図られる。 ■ボランティアセンター登録人数を、平成22年度の4,766人から、平成28年度には6,000人となること、また、NPO法人については平成22年度の11団体から平成28年度には15団体となることを目標とする。	7月からボランティア活動の促進を図るため、観光や生涯学習等にも対象を広げ、ボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を本格実施した。 ■ボランティアセンター登録人数 4,854人、NPO法人 11団体	ボランティア活動の定着に向け、引き続きボランティアポイント制「レッツ！ボランティアとなみ」を実施した。また、ボランティアポイントの交換メニューを拡大するなど見直しを行った。 平成25年3月末 ■ボランティアセンター登録人数 4,479人、NPO法人 11団体	ボランティアポイント制の試行						企画調整課 社会福祉課	
						ボランティアポイント制の本格実施							
							ボランティアポイント制の検証						

(3) 審議会等の見直し・活性化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
4	審議会等への女性委員の積極的な登用	男女共同参画の推進を図るため、砺波市男女共同参画市民委員会を年1回開催し、市の審議会等における女性委員の割合の向上について進行管理や評価を行う。	審議会等の活性化が図られる。 ■市の審議会等における女性委員の割合を、平成21年度の21.2%から平成27年度には30%とすることを目標とする。	男女共同参画庁内企画推進会議において、市の審議会等における女性の割合等を説明し、女性委員の登用促進を依頼した。また、役員改選期に先立ち、市の審議会等における女性委員の割合等を調査し、1月に女性の委員登用促進について職員に周知した。 ■平成23年度市の審議会等における女性委員の割合 24.9%	平成24年4月の「男女共同参画庁内企画推進会議」において、市の審議会等における女性の割合等を説明し、女性委員の登用促進を依頼した。	市の審議会等における女性委員の割合の向上						企画調整課
5	審議会等への公募委員の登用	幅広く市民の意見を反映するため、審議会等への公募委員の登用の拡大を図る。	幅広く市民の意見が反映されるとともに、審議会等の活性化が図られる。	各事業所管課に対し、公募委員登用拡大のための通知を行った。	各事業所管課に対し、公募委員登用拡大のための通知を行う。	市の審議会等における公募委員の登用の拡大						

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
6	審議会等の整理統合	既存の審議会等の設立経緯及び関係法令等から調整を図り、可能なものについて整理統合を推進する。	簡素で効率的な行政機構の確立や、経費の節減が図られる。	審議会等の組織化について研究・検討を行った。	審議会等の組織化について研究を行った。		市の審議会等の整理統合の推進					総務課

2 公正で透明な市政運営

(1) 広報広聴機能の充実

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
7	積極的な広聴活動の展開	高度化、多様化する市民ニーズを把握するため、市長への手紙や行政出前講座等により、積極的な広聴活動を展開するとともに、ホームページに掲載する。	高度化、多様化する市民ニーズに対応した施策の実施が図られる。	平成23年度 ■市長への手紙回答件数 66件、行政出前講座派遣件数 225件、タウンミーティング開催件数 1件	平成25年3月末 ■市長への手紙回答件数 47件、行政出前講座派遣件数 246件、タウンミーティング開催件数 6件		市長への手紙や行政出前講座の継続実施					企画調整課 各課
8	ケーブルテレビによる広報活動の充実	ケーブルテレビのコミュニティチャンネルについて、番組やデータ放送により提供する行政情報を更に充実させ、市民の利便性の向上と緊急時の情報伝達能力の向上を図る。	市民の利便性の向上が図られるとともに、広報活動の一層の充実が図られる。	4月から視聴者のニーズに合わせて行政番組の高画質化や高音質化を図るため、砺波市・南砺市・TSTの各チャンネルを統合しハイビジョン化するとともに、行政情報や緊急地震情報等をテレビ画面で伝えるデータ放送を開始した。	ケーブルテレビの番組・データ放送を活用して、行政情報、地域の話題及び緊急情報をタイムリーに発信した。		コミュニティチャンネルの番組やデータ放送による行政情報の充実					企画調整課
9	「広報となみ」の電子媒体での利用促進	新たに、スマートフォンやタブレット端末専用の「広報となみ」の閲覧用ファイルを毎月作成し、ホームページに掲載する。	携帯端末でも閲覧しやすいことから、市民がいつでも、どこでも「広報となみ」の情報に触れることができ、広報活動の一層の充実が図られる。	「広報となみ」を携帯端末で閲覧可能にするため、調査・検討を行った。	平成24年4月から「広報となみ」をどこでも確認できるように携帯端末で閲覧形式に変更し、ホームページに掲載した。		携帯端末等専用の閲覧用ファイル作成の調査・検討					企画調整課
10	ホームページの情報発信力と利便性の向上	ブログやツイッター等のウェブ上の様々な情報発信の仕組みを積極的に活用するとともに、多様な携帯端末機器にも対応できるよう、研究を行う。	記事の斬新性及び携帯端末での閲覧対応により、ホームページのアクセス数が増加するとともに、市民サービスや行政事務などの情報化の推進が図られる。 ■ホームページのアクセス数を平成22年度の39万件から平成28年度には45万件とすることを目標とする。	平成23年度 ■ホームページのアクセス数 41万件、ツイッターのフォロワー 148人	さまざまな情報発信の仕組みにより情報発信力と利便性の向上を図るため、以下のことを行った。 ・ホームページの記事更新の依頼（商工観光課、美術館、庄川水資料館、コスモス荘、郷土資料館等） ・動画情報の追加 ・砺波市の魅力を全国に向けて発信するため観光ポータルサイト「砺波旅（となみたび）」の特集ページを更新		ホームページによる最新情報の発信					企画調整課 総務課
							ホームページの更新					
							ホームページにツイッターの運営					
					平成25年3月末 ■ホームページアクセス数 39万件、ツイッターのフォロワー 346人		観光ポータルサイト「砺波旅」の運営					

(2) パブリックコメント制度の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
11	パブリックコメント制度の推進	条例や施策の立案過程において素案を公表し、広く市民の意見を求めるため、パブリックコメント制度の推進を図る。	市民への説明責任を果たすとともに、行政運営に市民の意見や考えが反映され、市民との協働による行政運営が図られる。	■パブリックコメント実施数 4件	平成25年3月末 ■パブリックコメント実施数 5件		パブリックコメント制度の推進					企画調整課 各課

(3) 財政情報のわかりやすい公表

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
12	連結財務4表及び財務分析結果の公表	普通会計、特別会計及び企業会計を含めた連結財務4表（バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）及びその分析結果を公表する。	砺波市と同一モデル及び連結範囲で公表を行っている類似団体との比較や分析が可能になるとともに、財政運用上の目標設定や方向性の検討、行政評価との連携、受益者負担の適正化等への活用が図られる。	普通会計決算に基づく財務4表及び財政分析指標（財政の健全性、サービスの効率性、経年比較等）の公表を行っている。 なお、財務諸表の作成基準は統一されていないため、連結決算を行うために必要な表示科目の読替手続きや会計間の内部取引の相殺等の作業が未着手である。	平成23年度における普通会計、特別会計及び企業会計の各決算に基づく財務4表を作成し、平成25年1月に広報となみ及びホームページに掲載した。	普通会計決算に基づく財務4表及び財政分析指標の公表						財政課
						連結範囲、財務分析等の公表内容の検討、実施						

(4) 行政評価の実施

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
13	行政評価の実施方法の検討	全ての事務事業を対象に行っている行政評価の実施方法について、更に調査・研究・検討を行う。	行政の説明責任の徹底、限られた財源・人材による質の高い行政の実現、成果重視の行政への転換や行政組織構造の見直しを図られる。	全ての事務事業を対象に行政評価を実施し、ワーキンググループによる二次評価を継続するとともに、総合計画実施計画の進行管理及び次年度予算への反映を図った。 また、砺波市行政改革委員会等へ結果報告を行い評価された事務事業への意見等を得た。 ■二次評価の結果 現状維持 18件、改善 37件、廃止・休止 1件	一次評価、二次評価を施策ごとから事業ごとに実施した。 評価の評価項目を「必要性」、「優先性」、「妥当性」、「成果」から、「必要性・妥当性」、「優先性」、「効率性」、「経済性」とした。 担当係長評価を主観の評価から点数による評価とした。 また、砺波市行政改革委員会等へ結果報告を行い評価された事務事業への意見等を得た。 ■評価結果 一次評価数 279事業、二次評価数 101事業 ■二次評価の結果 維持することとしたもの 36事業、改善することが適当なもの 56事業、廃止又は休止することが適当なもの 9事業	行政評価の継続的な実施						総務課
						廃止又は休止（旧：C評価）とされた事業に対する取組の検討						
						行政評価の新しい実施方法の調査・研究・検討						
						行政評価の新しい実施方法の導入 ・一次・二次評価を施策ごとから事業ごとに実施 ・一次・二次評価の評価項目を変更 ・一次評価を担当係長評価とし点数評価に変更						

3 事務・事業の見直し

(1) 事務・事業の整理合理化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実取組状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
14	訪問看護事業のサテライト事業所設置	訪問看護事業の利用者増加に対応するため、サービス提供地域を2つにわけ、地域ごとの担当チームで対応するチーム制の導入と、サテライト事業所の設置について検討する。	訪問看護利用者の安全性が高まるとともに、多様化する内容に対応することができる。 また、利用者の増加に対応できる。	利用者の希望に応じて調整を行っていたため、訪問移動などに時間がかかること等が多かった。	経営コンサルティングを活用し、看護内容や記録方法の見直しを行うなどの改善を図った。 また、訪問移動などに時間をかけず効率的に実施できるよう訪問時間の調整等を実施した。 平成25年3月末までの月平均 ■利用者 182人（前年比8.3%増）、訪問回数 6,709回（前年比38.9%増）、事業収入 54,649千円（24.9%増）	訪問看護2チーム制の施行						健康センター
						サテライト事業所設置の検討						

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
15	砺波市地域防災計画の見直し及び防災備品の充実	平成18年度に策定した「砺波市地域防災計画」に基づき災害等の発生に対応できるよう取り組みを進めているが、東日本大震災での対応も参考に、国や県の地域防災計画等の見直しを反映する。 また、「砺波市防災計画」と「砺波市災害救助物資備蓄計画」との整合性を図るとともに、災害時の要援護者支援を充実するための福祉備蓄物品の充実を図る。	砺波市内で発生する恐れのある災害等にあらかじめ備えるとともに、予防に努めることができる。 福祉避難所の備品を整備することで、災害時要援護者が安心して生活できる体制を図ることができる。 また、施設職員を中心に福祉避難所運営訓練及び災害備品取扱研修会を開催したことで、災害時には迅速かつ機能的に対応できる能力を身につけることができる。	災害時に備え、被害想定を基に次の物品などを備蓄している。 平成24年3月末 ■毛布 830枚、乾パン11,264食、三角巾 120セット、シート 120枚、医薬品セット 2セット、懐中電灯 30個、ヘルメット 30個、下水道直結トイレ 2基、ポータブル仮設トイレ 22基、プライバシー間仕切り 21施設分	砺波市防災会議をはじめとした会議において検討を進め、「砺波市防災計画」のうち「一般災害編」と「地震災害編」、「資料編」の見直しを行った。 また、市内7つの施設と「災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書」を締結し、そのなかで4つの施設で避難所に必要な備品の整備をすすめた。 ■発電機5台、防雨用コードリール4台、ハロゲンライトセット4台、サークルライト（スタンド三脚付）6台、LEDハンディライト33本、収納式洗えるフロンセット2台、ハンド型メガホン2台、キャリースルーンボックスN7台、赤外線ヒーター（保護シート付）2台、AED（収納ボックス・置台付）1台、ソファベッド4台、石油ストーブ対流型7台、一連梯子1台、ガソリン用携行缶（20リットル）4缶、ガソリン用携行缶（10リットル）1缶	防災備品の充実	砺波市地域防災計画の見直し	各種行動計画作成			総務課 社会福祉課
16	市営バスの路線等の見直し	平成23年10月のダイヤ改正に合わせて、既存の市営バス4路線とふれあいバス、福祉バスの路線を統合し12路線とする。 また、新路線についての効果検証を行い、市民の要望に応える路線変更及びダイヤ改正について検討を行う。	利用者が平成24年8月末現在で前年比104%となるなど、改善が見られるものの、バス停が遠くて利用できない等の課題も見られた。	平成23年10月に福祉バス及びふれあいバスを統合し、既存の4路線から12路線にするなどの路線変更を実施した。また、同路線変更に関する効果検証のため、平成24年1月から2月にかけて、各自治振興会、福祉施設や学校に対し要望調査を実施した。	各自治振興会、福祉施設や学校に対し実施した要望調査の結果に基づき、平成24年10月に路線改正を実施した。 ■平成25年度利用者数前年同期比8%増	条例等の整備 →ダイヤ改正後の新路線による運行 →ダイヤ改正後の新路線の効果検証・新ダイヤの検討 →ダイヤ改正後の運行 →ダイヤ改正後の効果検証・新ダイヤの検討 →ダイヤ改正後の運行 →ダイヤ改正の効果検証・新ダイヤの検討				生活環境課	
17	観光振興戦略の推進と観光関連事業やイベント等の見直し	平成22年度に策定した「砺波市観光振興戦略プラン」に基づき、毎年、観光関連事業やイベント等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理及び分析を行い、事業内容の見直しを行う。	砺波市観光振興のため、砺波市観光協会を観光関連事業の推進を担う中心的組織として位置付け、行政及び関係団体との連携を図っている。特に、市民交流を推進され、交流人口の拡大を図った。 ■観光入込客をイベントや観光施設の入場者も含めて、平成21年の163万人から平成27年には180万人となることを目標とする。	砺波市観光振興戦略プランをより具体的に推進するため、平成23年度に同アクションプランを策定した。プランに基づく、観光推進事業を展開している。	砺波ニューグルメメニューの開発、首都圏からのメディア招聘事業、庄東丘陵地エリアの連携推進、市民交流推進、観光リーダー養成事業など、多面的な事業に取り組んだ。 平成25年3月末 ■観光入込客 約165万人（増加傾向にある）	砺波市観光振興戦略プランの実施・検証 →砺波市観光振興戦略アクションプランの作成 →砺波市観光振興戦略アクションプランの実施・検証 →新計画の策定、検討				商工観光課	

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実行状況	年度計画					担当課			
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度				
18	類似施設・類似事業の統合	既存の部屋や空スペースを、需要の高い部屋に改修するとともに、他施設で実施している類似講座を集約するなど効率を高める。	職業能力開発センター利用室の数が増えた事により、施設利用者の用途に合わせて利用室選定の幅が広がった。 平成24年4月より庄川いきいき館の事務所をとなみ野サロンへ移転した。これにより、臨時職員を1名減らすことができた。	職業能力開発センターでは、国の補助事業にて利用需要が高くなるよう多機能に使用できる新室を6室設けた。 また、となみ野サロンの庁舎化と庄川いきいき館の用途廃止することについて検討を行った。	職業能力開発センターと働く婦人の家（となみ野サロン及び庄川いきいき館）の組織統合及び運営について検討し、平成25年1月から働く婦人の家の教室等は職業能力開発センターへ移行するとともに、同年4月からは施設名称を「砺波まなび交流館」とした。 また、働く婦人の家の利用者が勤労青少年ホームを利用することから、勤労青少年ホームの開館時間を午後1時から午前9時に変更した。 行政改革推進本部会議において、平成25年度に行政改革市民会議専門部会を設置し、類似施設の統合、廃止及び民営化について検討することにした。	職業能力開発センターの施設改修	職業能力開発センター	働く婦人の家の講座の集約、見直し	働く婦人の家の組織統合の検討	各施設から職業能力開発センターへ講座等実施会場の移動	勤労青少年ホーム・砺波まなび交流館の講座の集約、見直し	類似施設の統合、廃止及び民営化について検討	行政改革市民会議専門部会の設置	総務課 砺波まなび交流館 勤労青少年ホーム
19	水道台帳のペーパーレス化	紙ベースの水道台帳の加除を中止し、データ管理のみに移行する。	市民からの問合せ等への迅速な対応を実現するとともに、保管スペースの削減及び台帳作成事務の簡素化が図られる。	水道台帳のペーパーレス化に向け、地理情報システムに順次入力を行った。 平成23年度 ■入力件数 14,300件（16,300件中）、新規追加件数 100件	水道台帳のペーパーレス化に向け、地理情報システムに順次入力を行った。 平成25年3月末 ■入力件数 16,300件（16,380件中）、新規追加件数 2,000件	地理情報システムへの入力（移行分）	ペーパーレス化に伴う課題の検証					全件ペーパーレス	上下水道課	
20	保育所及び幼稚園の整備について	「保育所・幼稚園整備計画」を策定し、砺波市における今後の保育所や幼稚園の設置に係る方向性を定める。 また、計画策定のため、検討委員会を設置する。	保育所や幼稚園の偏在や施設の設置ばかりでなく、市が取り組んできた幼保一元化を進めることができる。	平成22年度に有識者による「保育所・幼稚園のあり方懇談会」を設置し、異なった年代、地域、立場などによる率直な意見を得た。	平成24年8月に国で制定された「子ども・子育て支援法」について情報収集に努め、今後の進め方について検討している。	保育所・幼稚園整備計画検討委員会の設置	保育所・幼稚園整備計画の策定	保育所・幼稚園整備計画の実施					こども課	
新規 21	子ども・子育て支援事業計画策定について	国の基本方針を踏まえ、砺波市の計画を策定する。 また、計画策定のため、ニーズ調査を行い、子ども・子育て会議を設置する。	砺波市における今後の子育て支援事業の方針を定め、計画的な事業実施を進めることができる。		平成24年8月に国で制定された「子ども・子育て支援法」について国・県から新制度についての説明を受け、検討を開始した。	子ども・子育て会議の設置	子ども・子育て支援事業計画の策定	子ども・子育て支援事業計画の実施					こども課	

(2) 補助金等の適正化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実行状況	年度計画					担当課		
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
22	補助金等の適正化	補助金や負担金等について、行政の関与や効果、経費負担の在り方等について検討し、目的が達成されたものや効果が期待できなくなったものについて、廃止、縮小、統合等を行う。	補助金や負担金について常に見直しを行い、スクラップアンドビルドを行うことで、市民ニーズに柔軟に対応できるとともに、効率的、重点的な事業の実施が図られる。	目的が達成されたものや効果が期待できなくなったものについて、廃止、縮小、統合等を行った。 また、平成24年度から団体運営補助金を中心に、繰越金等の状況に基づく縮減ルールを適用できるよう検討した。 平成23年度 ■補助金等削減額 582千円、平成17年度から平成23年度までの補助金削減効果額 154,213千円	平成24年度から団体運営補助金を中心に繰越金等の状況に基づく縮減ルールを適用することを決定し、適正化基準を超えて繰り越している団体の補助金を縮減した。 平成25年3月末 ■補助金等削減額 954千円、縮減ルールに基づく補助金削減額 21件703千円	補助金等の見直し	繰越金等の状況に基づく縮減ルールの導入	補助金等の在り方等についての検討					財政課 各課

(3) 民間機能の活用

取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実績	年度計画					担当課		
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
23	指定管理者制度の積極的、計画的な活用	地域活性化や市民サービスの向上等を図るため、引き続き、指定管理者制度の積極的な活用を図る。	地域活性化や市民サービスの向上が図られるとともに、行政経費の節減が図られる。	<p>平成23年度で指定管理期間が終了する以下の施設について指定管理者を公募、指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砺波市福祉センター北部苑 ・ 砺波市北部デイサービスセンター <p>■平成23年度末指定管理施設 72施設</p>	<p>平成24年度で指定管理期間が終了する以下の施設について指定管理者を公募し、指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館 <p>平成25年度3月末 ■指定管理施設 71施設</p>		指定管理者制度の積極的な活用					各課

(4) 環境と共生する行政運営の推進

取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実績	年度計画					担当課		
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
24	空き家の有効活用の推進	増加する空き家を有効活用かつ適正に管理するため、空き家利活用の推進を図るとともに、空き家所有者の管理責任を明記した条例を制定する。	空き家の減少による生活環境の向上、景観の保全及び防犯意識の向上が図られる。	<p>NPO法人と自治振興会等に依頼し、砺波市内の空き家の戸数や所有者等について調査した。</p>	<p>空き家再生等推進協議会を設置するとともに、専用ホームページ（空き家情報バンク）を立ち上げ空き家や砺波市の暮らしについて情報発信等を行った。</p> <p>また、空き家所有者の管理責任を明記した条例を制定した。</p>	市内の空き家の調査(実態把握)	空き家再生等推進協議会の設置	空き家等の情報発信	空き家に関する条例の制定	空き家に関する条例の施行		企画調整課 となみ散居村 ミュージアム
25	公用車の一元管理の推進	公用車の一元管理について具体的な検討を行うとともに、運行状況調査に基づき、車両台数の計画的な削減を図る。また、環境に配慮した軽自動車やハイブリッド車等の導入を図る。	環境への負荷低減が図られるとともに、維持管理費の削減と効率的な車両配置が図られる。	<p>軽自動車を共用車として各課の利用促進を図った。</p> <p>また、公用車の更新時には軽自動車等の環境に配慮した車両の導入を図った。</p> <p>平成23年度 ■軽自動車導入台数 6台、平成23年度末共用車台数 15台</p>	<p>公用車の更新時には環境に配慮した排気量が少なく、燃費がいい軽自動車等の導入を図った。</p> <p>また、平成24年度から共用車の台数増や一元管理に向けた取組みを進めた。</p> <p>平成25年3月末 ■軽自動車導入台数 4台、共用車台数 16台</p>	行政改革専門部会において検討	公用車運行状況調査の実施	公用車の一元管理による車両台数の計画的な削減	軽自動車及びハイブリッド車等の導入			総務課 財政課
26	緑のカーテンの普及	花と緑いっぱいのみち及び地球温暖化の防止に向けた省エネルギーを推進し、夏の暑さを和らげるうえのある環境づくりのため、窓の外ネット等につる性植物を這わせた自然のカーテンを普及する。	花と緑のみちのPRとともに、夏の暑さを和らげることにより、地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進が図られる。	<p>平成23年度より、市民や事業者等が実施するゴーヤ等のプランター設置のエコライフに向けた取り組みに対して支援する「エコライフ・花と緑いっぱい事業」を実施した。</p> <p>平成24年度 ■申請件数 151件 1,571千円</p>	引き続き「エコライフ・花と緑いっぱい事業」を実施し、地球温暖化防止を推進した。	補助金による普及啓発		コンテストによる普及啓発	調査・研究			生活環境課
27	グリーン購入調達方針の策定	市の機関における環境物品購入の方向付けを行うため、グリーン購入調達方針を策定する。	環境負荷の少ない持続可能な社会の構築とともに、意識の啓発と普及拡大が図られる。		平成25年3月に、関係課と協議を行いグリーン購入調達方針を策定した。		グリーン購入調達方針策定のための協議	グリーン購入調達方針に基づいた物品購入				生活環境課
28	省エネルギーの推進及びCO2削減の取組みの推進	市が行う事務事業に伴う環境への負荷を軽減するために策定した「地球温暖化防止砺波市役所実行計画」に基づき、電気、ガス、水道や公用車の燃料使用量の削減に努める。また、「砺波市地球温暖化防止計画」の策定について調査、研究を進める。	地球温暖化の防止に向けた省エネルギーの推進と、環境にやさしい行政運営の推進が図られる。	<p>公用車の燃料使用量調査を実施し、市職員の意識高揚を図った。</p> <p>また、電動アシスト自転車由市役所正面玄関前ロビーに展示し、市民へ普及啓発を行うとともに、市職員の近距離の移動への積極的な活用を図った。</p> <p>平成25年3月末 ■電動アシスト自転車利用回数（庁内） 40回</p>	市職員の近距離の移動への積極的な活用を図った。	地球温暖化防止砺波市役所実行計画の実施	次期実行計画の策定	次期実行計画の実施	砺波市地球温暖化防止計画策定のための調査、研究			生活環境課

(5) 広域連携による政策の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実況	年度計画					担当課		
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
29	広域連携による事務事業の推進	合理的かつ効率的に事務事業を行うため、事務事業全般について常に見直しを行うとともに、共同処理の推進について検討するとともに、観光と産業が一体となった観光宣伝事業を展開する。	合理的かつ効率的な事務事業を行うことができるとともに、行政経費の節減が図られる。	平成22年度に、砺波市と南砺市で設置する砺波広域圏消防本部と小矢部市消防本部を統合し、砺波地域消防組合を設置した。 また、砺波市を含む県西部6市と岐阜県内の3市村で設置する「越中・飛騨観光圏協議会」や、砺波広域圏事務組合における「観光・商工・企画担当者等会議」等において、中京圏への各種事業の推進等及び北陸新幹線開業に向け、地域の魅力向上について検討・実施を図るとともに、城端線や氷見線の利用促進を図るため、沿線市等で構成する「城端・氷見線活性化推進協議会」において「地域公共交通総合連携計画」を策定した。	砺波地域消防組合及び高岡市消防・氷見市消防において、市境界付近の消防及び救急の対応強化や、救急車の直近出動など、常備消防力の強化を図るため、通信指令装置の共同運用を行うことを決定し、平成26年中の本運用を図る。 また、平成24年度に、砺波市と南砺市、小矢部市の3市において、医療情報の共有化を図り、患者の治療に役立たせるため、砺波医療圏医療情報連携ネットワークを構築した。今後、運用について協議を進めていく。		共同処理事務の推進の検討及び観光と産業が一体となった観光宣伝事業の展開					各課	
							通信指令装置の共同運用の検討						
										通信指令装置の共同運用の実施			
												砺波医療圏医療情報連携ネットワークの構築、運用	

4 人材育成と職員の意識改革

(1) 人材の育成・確保

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実況	年度計画					担当課		
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
30	人事評価制度の検討・実施	目標管理制度を活用し、職員の能力や成果を公正に評価する基準を定め、これに基づく新たな人事評価システムを職員団体の意見も踏まえながら検討、実施する。	職員一人ひとりの能力、適性、実績見込みに応じた客観的評価がなされ、適材適所の人事配置や人材の有効活用が図られる。	平成23年度から副市長、教育長、部長級職員からなる「調整委員会」を開催し、勤務（人事）評価の審査・調整を行った。	平成23年度に引き続き、副市長、教育長、部長級職員からなる「調整委員会」を開催し、勤務（人事）評価の審査・調整を行った。		人事評価制度の試行実施					総務課	
							新たな人事評価制度の検討						
										新たな人事評価制度の実施			
31	効果的、計画的な研修の実施	「砺波市人材育成基本方針」に基づき、政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有するとともに、新たな課題に対応できる人材の育成に努めるため、総務課において、効果的、計画的な研修を実施するとともに、職場内研修の実施を徹底する。	計画的に政策形成能力や創造的能力、専門的知識や技術を有する人材育成が図られる。 ■職員研修回数を、平成23年度の42回から平成24年度には45回とすることを、また、研修の延参加者数を平成23年度の510人から平成24年度には550人以上の参加とすることを目標とする。	計画的に職員研修を行った。 平成23年度 ■職員研修回数 42回、研修延参加者数 487人	計画的に職員研修を行った。 また、平成24年度から砺波市と愛知県安城市の相互理解の促進と商工観光分野の研修交流を図るため職員を派遣した。 平成25年3月末 ■職員研修回数 46回、研修延参加者数 620人		砺波市人材育成基本方針の実施					総務課	
										効果的、計画的な研修の実施			
										職員自己啓発研修の推進			

(2) 職員の意識改革の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
32	職員からの事務改善提案等の募集、実施による改革意識の推進	市民サービスの向上や職員の意識改革を推進するため、職員からの事務改善提案等を随時募集、実施する。	市民サービスの向上が図られるとともに、市民福祉の向上に視点を置いた職員の意識改革が推進される。	職員提案について、平成22年度から継続検討とした分も含めて検討を進め、ホームページに有料広告を掲載する等以下のとおりの取り組みを進めた。 ・ 税務課納税係へ直通電話の導入 ・ 固定資産税台帳の閲覧手数料の収納方法の変更（会計課から市民課での収納に変更） など ■平成23年度職員提案 26件、平成22年度からの継続検討 6件	職員提案について、平成23年度から継続検討とした分も含めて検討を進めた。 ・ 改革・事務改善職員提案表彰制度の創設 ・ 市保有バス運行基準の見直し ■平成24年度職員提案 43件、平成23年度からの継続検討 9件		職員からの事務改善提案等の募集、実施					総務課

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
33	自分の地域をよく知るための意識付け	愛着を持って行政を行うこと意識付けを進めるため、職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集を行わせる。	自分の地域をよく知り、愛着を持って行政に取り組むことができる。	職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集を行った。 平成23年度 ■事務改善等の職員提案 26件、砺波市景観百選の応募 4件（市民応募の内数）		職員による審議会や計画等への積極的な意見や提案の募集					各課
34	窓口サービスの向上	窓口での市民サービスの向上や満足度を高めるため、各課での接遇研修や窓口アンケートを実施するとともに、開庁時間の延長を行う。	職員の接遇について改善が図られるとともに、窓口での市民サービスの向上や満足度が上がることを志向した。	継続して開庁時間の延長を実施した。	上下水道課については、毎週月曜日に一部業務について窓口受付時間を7時まで延長した。課の統合により、年間を通じて下水道分担金の領収や下水道にかかる相談の受付も開始した。	各課での接遇研修の実施					総務課
						窓口アンケートの実施			窓口アンケートの検証		

5 定員管理と組織機構の適正化

(1) 定員管理の適正化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
35	定員適正化計画の策定及び定員管理等の公表	平成21年度に策定した「砺波市定員適正化計画（後期計画）」に基づき、市民サービスの低下を来さないよう配慮しつつ定員の適正化に努める。	市民ニーズや重点施策に対応した効率的な組織体制が構築されるとともに、人件費の削減が図られる。 ■定員管理について、平成21年4月から平成27年4月までに40人の定員削減を目標とする。	「砺波市定員適正化計画（後期計画）」に基づき定員削減を行った。 ■平成21年4月から平成24年4月までの定員削減数 28人	「砺波市定員適正化計画（後期計画）」に基づき定員削減を行った。 ■平成21年4月から平成25年4月までの定員削減数 38人	砺波市定員適正化計画（後期計画）の実施					総務課
									新計画の検討、策定		
										新計画の実施	

(2) 組織機構の見直し

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
36	組織のスリム化	意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営を実現するため、課の統廃合等による組織のスリム化に努める。	課の統廃合等により組織のスリム化が図られるとともに、意思決定のスピードアップと迅速で弾力的な組織運営が図られる。	課の統廃合等による組織のスリム化に努めるため、以下のとおり組織機構等を見直した。 ■平成23年度 ・企業立地推進担当の設置 ・学校建設室の設置 ・農業振興課と農業委員会事務局職員の兼務 ・管理課と市民福祉課の統合（地域振興課へ） ・生涯学習課と体育課の統合（生涯学習・スポーツ課） ・会計管理者職員の部長級から次長級への見直し	課の統廃合等による組織のスリム化に努めるため、以下のとおり組織機構等を見直した。 ■平成24年度 ・企画調整課と総務課と広報情報課の3課を2課に統合・分割した（企画調整課と総務課） ・上水道課と下水道課の統合（上下水道課へ） ・観光振興戦略室を班体制に（商工観光課観光振興戦略班） ・庄川支所長を部長級から次長級への見直し	行政組織の見直しの検討、実施					総務課 各課

(3) 給与の適正化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
37	能力及び実績を重視した給与制度等の導入	国の基準及び他の地方公共団体の状況等に留意し、一層の適正化に努めるとともに、人事評価が適正に反映される給与制度を導入する。	能力及び実績を重視した給与制度により、職員の能力とやる気を引き出し、事務の効率化が図られる。	平成23年度から副市長、教育長、部長級職員からなる「調整委員会」を開催し、勤務（人事）評価の審査・調整を行った。	平成23年度に引き続き、副市長、教育長、部長級職員からなる「調整委員会」を開催し、平成25年度から人事評価を勤勉手当に反映させることとした。	人事評価制度を活用した給与制度の導入に向けた検討、実施					総務課

(4) 外郭団体の見直し、活性化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
38	外郭団体等の安定的な経営の指導	外郭団体等が長期的展望に立った安定的な経営を行うため、一部外郭団体について幹部職員の派遣を行うとともに、専門部会等を設置し経営の指導を行う。	外郭団体等について、長期的展望に立った安定的な経営が確立される。	平成24年4月1日から特例民法法人(移行前の現行の公益法人)が公益財団法人に移行した。 ・(財)砺波市花と緑の財団 ・(財)砺波市農業公社	平成25年4月1日から特例民法法人(移行前の現行の公益法人)が公益財団法人に移行するための手続きを完了した。 ・(財)砺波市体育協会	専門部会等の設置による経営の指導	外郭団体等の経営の研究	公益法人制度改革に伴う移行手続き			総務課
39	土地開発公社保有土地の売却	土地開発公社の健全な経営を確立するため、保有する土地の売却を積極的に推進する。	土地開発公社の健全な経営が確立されるとともに、一層の財政の健全化が図られる。	土地開発公社が保有する土地の処分を行った。 ■平成23年度売却額 169,146千円	次年度売却に向け協議を行った。	保有土地の積極的な売却					財政課

6 財政構造の健全化

(1) 健全な財政構造の堅持

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
40	財政指標に留意した健全な財政運営	「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、健全化判断比率や経常収支比率等の財政指標を見極めながら、健全な財政運営を図る。	健全な財政運営が図られる。 ■実質公債費比率を、平成22年度(3か年平均)の22.2%から平成28年度(3か年平均)には18%未満とすることを目標とする。	平成19年度を初年度とする「砺波市財政健全化計画」及び「砺波市公債費負担適正化計画」を策定した。また、学校の耐震化など改築事業は先延ばしにできないため、事業の選択を徹底し公債費負担の適正化を図るとともに、公的資金補償金免除繰上償還制度を有効に活用し、公債費負担の軽減を図った。 ■平成23年度実質公債費比率(3か年平均) 20.3%	新規の起債発行を抑制した結果、「公債費負担適正化計画」による実質公債費比率18%未満を前倒しで達成する見込みとなっている。 ■平成24年度実質公債費比率(3か年平均) 18.5%	財政指標に留意した健全な財政運営の実施	砺波市財政健全化計画の実施	砺波市公債費負担適正化計画の実施			財政課

(2) 市税、使用料等の確保

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
41	電子申告(eLTA X)の推進	電子申告(eLTA X)の推進を図り、申告等の利便性の向上と公平適正な課税に努める。また、電子申告に対応したシステムやソフトの導入について税理士等へ推進を図る。	税理士、法人等の電子申告申請は定着してきており、確定申告データや給与・年金支払報告データの受入の面でも事務の効率化が図られている。	税理士との打合せ等の機会を利用し、電子申告の利便性についての周知を図り推進に努めた。 平成23年度 ■電子申告の受付件数 市県民税 999件、固定資産税(償却資産) 176件、法人市民税 930件 前年比 116%	基幹系システム更新に伴うデータ連携の検証に重点を置き適正な課税に努めるとともに、引き続き電子申告の推進に努めた。 平成24年度 ■電子申告の受付件数 市県民税 1,107件、固定資産税(償却資産) 177件、法人市民税 946件 前年比 106%	電子申告(eLTA X)の推進					税務課
42	滞納整理の強化	市税を確保するため、滞納管理システムを導入し、一層の整理強化を図る。また、市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究を行う。	システム稼働により、滞納状況の分析を活かした滞納整理及び分割納付の履行管理などが可能となる。また、事務処理負担の軽減により、作業の効率化と迅速な案件処理が可能となるもの。	平成24年7月からの滞納管理システム導入及び円滑な運用に向け、ヒアリング等を行った。	滞納管理システム稼働後も、運用とマッチングしたシステム変更を随時行うことにより利便性及び操作性の向上を図った。また、収納システムからのデータ連携等のチェック強化を行い、正確かつ間違いのない納税管理を図った。	滞納管理システムの導入	滞納管理システムによる滞納整理の強化	市の各債権について滞納管理の連携を図ることの調査、研究			税務課

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
43	施設の使用料・利用料及び入館料・観覧料等の見直し	施設の使用料・利用料については利用者の公平な受益者負担の観点から、また、入館料・観覧料等については料金徴収を検討するとともに統一的な取り扱いとなるよう見直しを行う。	利用者の公平な受益者負担が図られる。	平成22年度から継続して検討を進め、施設の使用料・利用料または入館料・観覧料等について、利用者の受益負担の公平性と取り扱いの均一化となるよう、平成24年度からの実施に向け条例改正手続きを行った。	平成23年度に実施した改革を、今後も引き続き継続するよう努める。	→	→				各課

(3) 保有財産の有効活用

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
44	未利用地等の有効活用	未利用地等の有効活用を図るため、資産台帳の電子化を図るとともに、民間等への処分や一時貸付等の推進を図る。	未利用地等の有効活用が図られるとともに、財政の健全化が推進される。	未利用地等の売却を実施している。 平成23年度 ■売却額 20件 9,672千円	未利用地等の一部を売却した。また、平成24年4月からの財産台帳システムを導入した。 平成25年3月末 ■売却額 8件 22,483千円、平成17年度から平成24年度までの未利用地等売却額98,929千円	→	→				財政課
45	橋梁長寿命化修繕計画の策定及び推進	「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成25年度以降、計画に基づき維持修繕を図る。	計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	橋梁点検を実施するとともに、「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」の策定に着手した。	橋梁点検を実施し、平成24年6月に「砺波市橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。	→	→				土木課
46	公園施設長寿命化計画の策定及び推進	「砺波市公園施設長寿命化計画」を策定し、平成25年度以降、遊具の改修を中心に、計画に基づき維持修繕を図る。	遊具や工作物等の計画的な維持管理により、利用者への安全、安心を確保するとともに、維持管理コストの低減が図られる。	平成23年度に「砺波市公園施設長寿命化計画」を策定した。	平成24年度事業を繰越し、平成25年度に実施する。	→	→				都市整備課
47	公営住宅等長寿命化計画の推進	平成22年度に策定した「砺波市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の耐久性の向上と予防保全的な維持管理を図る。	計画的、予防保全的な維持管理により、公営住宅等の長寿命化と維持管理コストの低減が図られる。	平成23年度に市営住宅高道団地給水方式改善工事などを実施し、施設全体の長寿命化とともに、居住環境の向上を図った。	市営住宅三谷団地屋上防水改善工事などを実施し、施設全体の長寿命化を図った。	→	→				都市整備課

(4) 公共事業等の見直し

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実取組状況	年度計画					担当課
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
48	総合計画等の策定及び推進	「砺波市総合計画」や「砺波市公債費負担適正化計画」に基づき、中長期計画の見通しの下で計画に計上された事業を実施するなど、財政規模に見合った事業を計画的に進める。	財政規模に見合った事業を計画的に進めることにより、行政経費の削減が図られる。	平成24年度を初年度とする「砺波市総合計画（後期基本計画）」を策定した。今後、毎年度ローリングを実施して策定する「総合計画実施計画」において、向こう3か年の財政計画に基づく事業実施に努める。	タウンミーティングの開催などにより、本年度を初年度とする「砺波市総合計画（後期基本計画）」の周知に努めた。今後、毎年度ローリングを実施して策定する「総合計画実施計画」において、向こう3か年の財政計画に基づく事業実施に努める。	→	→	→	→	→	企画調整課 財政課

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実績	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
49	入札及び契約事務の改善	入札及び契約事務の透明性及び公平性を高めるため、条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等について、引き続き調査、研究を進める。	入札及び契約事務の透明性及び公平性が高まる。	平成21年から設計額が500万円以上の建設工事について条件付一般競争入札を導入するとともに、郵便入札を実施した。 なお、ホームページ等により入札結果の公表を行っている。 また、低入札価格価格調査制度の失格基準価格適用を見直すとともに、総合評価方式の評価項目を追加した。	入札参加資格申請の随時受付を開始した。 平成25年3月末 ■随時受け付けの数 37件	条件付一般競争入札の対象金額の拡大や電子入札の導入等の調査・研究						財政課

(5) 公営企業等の経営健全化

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実績	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
50	水道事業及び工業用水道事業の経営基盤強化	平成21年度に策定した「砺波市水道ビジョン」に基づき、計画的に施設整備を進めるとともに、独立採算制を堅持し、経営基盤強化を図る。	水道事業及び工業用水道事業の経営健全化が図られる。 ■有収率を、平成22年度の81.25%から平成28年度は84.0%とすることを目標とする。	「砺波市水道ビジョン」に基づき、安川配水池の更新を完了した。また、上中野配水場の更新計画を策定し、老朽設備の更新による維持管理費の縮減と安定給水の確保に努めた。施設整備の財源について企業債借入額を1億円以上圧縮し、将来の償還利子負担額の縮減（総額で約3,000万円）に努めた。 平成23年度 ■有収率 84.16%	「砺波市水道ビジョン」に基づき、上中野配水場の更新工事を発注し、老朽設備の更新による維持管理費の縮減と安定給水の確保に努めた。施設整備の財源について企業債借入額を2億円近く圧縮し、将来の償還利子負担額の縮減（総額で約5,000万円）に努めた。また、利率5.0%以上の企業債について、公的資金補償金免除繰上償還を実施した。 ■繰上償還額 86,621千円	砺波市水道ビジョンに基づく事業の推進						上下水道課
51	下水道事業特別会計の企業会計への移行	平成27年度を目途に下水道事業を特別会計から企業会計へ移行する。	下水道事業の経営健全化が図られる。		企業会計への移行を踏まえ、情報等の収集を開始した。			企業会計への移行準備				上下水道課
52	下水道の経営基盤強化	平成22年度に策定した「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づき、経営基盤強化を図る。	下水道事業の経営健全化が図られる。 ■下水道普及率を、平成22年度の69.4%から平成28年度には75.7%に、また、水洗化率を、平成22年度の85.2%から平成28年度には88.8%とすることを目標とする。	「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づき、平成24年度からの上水道課との経営統合を推進した。 平成23年度 ■下水道普及率 72.3%、水洗化率 87.2%	「砺波市下水道事業中期経営計画」に基づき、上水道課との経営統合により、従来以上に上水道・下水道の連携に努めた。	中期経営計画に基づく事業の推進			中期経営計画の中間評価			上下水道課
53	病院事業の経営健全化	平成20年度に策定した「市立砺波総合病院改革プラン」や「市立砺波総合病院中長期計画」に基づき、収益の確保や経費の節減による効率化等に努め、安定的かつ自立的な経営による良質な医療を継続して提供できる体制の構築を図る。	病院事業の経営健全化により、必要な医療の安定的かつ継続的な提供が図られる。	「市立砺波総合病院改革プラン」について、毎年四半期毎に検証を行いながら計画実施に取り組んだ。その結果3年連続(H21-H23)の黒字決算となった。	改革プランの経営効率化は3年連続の黒字決算から達成されたものと考えられるが、引き続き、病院中長期計画の収支計画に基づき経営効率化を推進した。また、経営改善に係る各科行動計画について見直しを行い、実施について検証を行った。	市立砺波総合病院改革プランの実施・四半期ごとの検証			次期改革プラン（病院中長期計画）の策定			砺波総合病院
								次期改革プラン（病院中長期計画）の実施・検証				

(6) 自主財源の確保

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実績	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
54	広告料収入による自主財源の確保	ホームページに有料広告を掲載し、自主財源の確保を図るとともに、地域産業の紹介の場を提供する。	自主財源の確保が図られるとともに、地域経済の活性化が図られる。	ホームページに有料広告を掲載するため、「砺波市広告掲載要綱」及び「砺波市ホームページ広告掲載取扱要領」を策定した。	平成25年3月末 ■ホームページバナー広告契約件数 7件 広告料収入予定額 402千円	要綱等の整備						企画調整課
								広告主の募集・掲載				

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
55	企業の誘致促進及び 地場産業の活性化	平成18年度に策定した「砺波市産業振興計画」に基づき、商工業の振興や企業誘致等に取り組むとともに、地場産業の活性化を推進する。 また、新たに商工業振興計画の策定を行い、商工業施策の推進並びに企業誘致と既存企業の増設の推進を図る。	市内の未利用地等への問い合わせがあるほか、市内企業への商談がまとまるなどの動きが少しずつ増加してきている。	企業誘致の促進については、市内企業を訪問し、情報収集を行うとともに各種展示会に出展し、市の立地環境の良さをPRした。 また、市独自の地域資源の紹介を行なうなど地場産業の振興を図ってきた。 その他に、既存立地企業の事業拡張、新規事業の誘致促進及び企業の要望等に機動的に対応するため、商工観光課内に企業立地推進担当を設けた。	商工業振興計画を策定するにあたり、商工業施策や企業立地における方策等について意見を聞きながら取り纏めた。 また、引き続き、企業訪問や展示会等への市の立地環境をPRするとともに、中京圏へのアンケートを実施し、企業訪問を行うなど、企業の誘致促進を図った。		砺波市商工振興計画の策定 →					商工観光課
								砺波市商工振興計画の実施・検証 →				

(7) 経常経費の削減

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
56	経常経費の削減	平成18年度に策定した「砺波市財政健全化計画」に基づき、健全な財政を堅持するため、事務事業等の見直しを行い、補助費や管理的経費の削減を図る。	事務経費の削減並びに効率化が図られ、健全な財政が堅持される。	企画調整課と財政課が連携して「総合計画実施計画」のローリングを行い、持続可能性を考慮しつつ財政規模の適正化に努めた。 また、予算執行の抑制について通知・徹底を行った。特に経常経費については一般事務費5%以上の節減や工事請負差額の未執行等を指示した。 ■平成17年度から平成23年度までの経常経費削減効果額 約1,260,000千円	企画調整課と財政課が連携して「総合計画実施計画」のローリングを実施し、持続可能性を考慮しつつ財政規模の適正化に努めた。 ■平成17年度から平成24年度までの経常経費削減効果額 約1,440,000千円		経常経費の削減並びに効率化 →					企画調整課 財政課 各課
							砺波市財政健全化計画の実施 →					
57	委託料の削減	健全な財政を堅持するため、委託方法等の見直しを行い、委託料の削減を図る。	事務経費の削減並びに効率化が図られ、健全な財政が堅持される。	委託方法等の見直しについて検証、検討を行い見直しに努めた。 ■平成17年度から平成23年度までの委託料等削減効果額 約467,269千円	委託方法等の見直しについて検証、検討を行い見直しを行った。 ■平成17年度から平成24年度までの委託料等削減効果額 約586,356千円		委託料等の削減並びに効率化 →					企画調整課 財政課 各課

7 電子自治体の推進

	取組事項	取組内容	取組効果	これまでの状況 (平成23年度までの取組状況)	平成24年度の実施状況	年度計画					担当課	
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
58	共同アウトソーシング方式についての調査・研究	県内市町村による情報システムの共同アウトソーシング又はクラウドコンピューティングについて調査・研究を行う。	財政面の負担軽減を図る。	県西部6市による情報システムの現状調査と、県全体でのクラウド検討会設立に対する意向調査を実施した。	富山県自治体クラウド検討会を設立し、富山市を除く県内全14市町村の情報システムの現状調査を実施し、比較検討した。		共同アウトソーシング方式の調査・研究 →					総務課
								導入システムの選定・調整 →				